

2024

台湾政府政策に対する台北市日本工商会の提言と要望

目 次

| 2. | 主要なる政策提言 「日台経済のシームレスな連携発展とその実現に向けた提言」 | 2 |
|----|---|--|
| | 第1章 日台協業ビジョン モノの相互流通 カネの相互流通 ヒトの相互交流 第2章 ビジョン実現に向けたポイント 第3章 ビジョン実現に向けた提言 制度充実化 経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消 相互に進出・投資しやすい制度の整備 透明かつ柔軟性のある規制の運用 人の往来をサポートする制度の整備 投資環境整備 「5欠」の解消 安定した両岸関係の構築 すープンかつ強靭性ある資本市場の整備 連携強化(産業) 連携強化(産業) 事業機会の拡大、新産業の発展 日台連携による第三国市場の開拓 連携強化(人材) 学生の交流機会醸成 企業の交流機会醸成 企業の交流機会醸成 | 44 44 55 66 67 8 9 9 111 122 144 155 166 |
| 3. | 2023年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告 | 17 |
| 4. | 2024年「白書」要望事項一覧表 | 19 |
| | | |
| 5. | 2024年要望事項 | 21 |
| | 【1】1. 制度充実化の(1)経済連携協定締結、関税・非関税障壁の解消 【2】1. 制度充実化の(2)相互に進出・投資しやすい制度の整備 【3】1. 制度充実化の(3)透明かつ柔軟性のある規制の運用 【4】2. 投資環境整備の(1)「5欠」の解消 | 21 26 30 49 |

【5】 3. 連携強化(産業)の(1)事業機会の拡大、新産業の発展 ……53

1. はじめに

1. はじめに

台北市日本工商会の台湾政府に対する『白書』は、2008年に提出した「要望書」に由来 しており、翌年2009年10月に初の『白書』を提出して以来、本年で16年目を迎える。

当工商会約500社の法人会員の要望を提言という形で台湾政府に対し申し入れ出来ることは、世界情勢や経済動向の先行きが不透明な時代に台湾で日々奮闘する日系企業にとって大変貴重な機会である。改めて、この白書の作成にご協力いただいた当工商会会員や事務局メンバー、常に真摯に向き合って頂いている台湾政府に対し深く感謝の意を表したい。

2023年版白書については、前半の「主要なる政策提言」において「日台の目指す姿とその実現に向けた提言」を行い、後半の個別要望事項として提出した55項目の内、A/A-評価が29項目となり、非常に有意義な成果を得ることが出来た。

個別要望事項の過半数に対し満足のいく改善が見られた事、特に積年の課題であった5県 産品に対する輸入規制の緩和が具現化しつつある事は特筆に値すると言える。

今2024年度も白書は二部構成とし、前半の「主要なる政策提言」では、昨年度に共通認識として掲げた「日台の目指す姿」から次のステップに進み、日台経済がシームレスに連携しながらの相互発展を目指す。その具体的ビジョンとしてモノ・カネ・ヒトの流れの活性化、つまり貿易・投資・人的交流の拡大における2030年の数値目標をそれぞれ設定し、ビジョン実現のための措置として、制度充実化、投資環境整備、産業・人材育成における連携強化につき、具体的に提言を行う事とした。

後半の「個別要望事項」は、各部会からの要望案として提出された新規14項目及び前年 度未解決継続30項目の計44項目となったが、今年度白書においては「主要なる政策提言」 の内容との関連性に応じた三分野を中心に整理し、その訴求力と実効性を更に高める試みを 行っている。

この白書で提示しているそれぞれの課題や提言に対し、今後台湾政府各部署との前向きな議論を経て、その一つ一つが実効性のあるものとなることで、今次掲げたビジョンが実現され、日台連携の更なる強化と相互発展に繋がればこれ以上の幸せはない。

台北市日本工商会 理事長 村田 温

2. 主要なる政策提言 「日台経済のシームレスな連携発展とその実現に向けた提言」

第1章 日台協業ビジョン

- 1. モノの相互流通
- 2. カネの相互流通
- 3. ヒトの相互交流

第2章 ビジョン実現に向けたポイント

第3章 ビジョン実現に向けた提言

- 1. 制度充実化
 - (1)経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消
 - (2) 相互に進出・投資しやすい制度の整備
 - (3) 透明かつ柔軟性のある規制の運用
 - (4) 人の往来をサポートする制度の整備
- 2. 投資環境整備
 - (1) 「5欠」の解消
 - (2) 安定した両岸関係の構築
 - (3) オープンかつ強靭性ある資本市場の整備
- 3. 連携強化(産業)
 - (1) 事業機会の拡大、新産業の発展
 - (2) 日台連携による第三国市場の開拓
- 4. 連携強化(人材)
 - (1) 学生の交流機会醸成
 - (2) 企業の交流機会醸成

主要なる政策提言の全体構成

| | 日本とも | 日本と台湾の経済が | 圣済がシームレスに連携しながら相互に発展 | ら相互に発展 | |
|--------------|-------------|--|--|---|---|
| | | | モノ | 力ネ | л |
| | 現業 | 過去過一日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | 過去最高貿易額 台湾の対日本貿易輸出額:約336億米ドル (2022) 日本の対台湾貿易輸出額:約518億米ドル (2022) | 過去最高投資額 台湾の対日本投資額:約45億米ドル (2016) 日本の対台湾投資額:約20億米ドル (2020) | 過去最多人数 台湾人の訪日人数:約489万人 (2019) 留学生数:9,584人 (2019) 日本人の訪台人数:約217万人 (2019) 留学生数:5,932人 (2018) |
| | 2030年 目標 | 及 中 田 本 多 の の | 双方の取引額が1.5倍に拡入 台湾の対日本貿易輸出額: 500億米ドル 日本の対台湾貿易輸出額: 750億米ドル | 過去最高水準レベルの投資をコンスタントに達成 台湾の対日本投資額: 20億米ドル/年以上 日本の対台湾投資額: 20億米ドル/年以上 | ○台湾人の訪日 総人数を維持しつつ、学生やビジネス往来 が増加 訪日人数:500万人/留学生数:2万人 ○日本人の訪台 総人数、学生、ビジネス往来の全てが増加 訪台人数:300万人/留学生数:1万人 |
| | | | | | |
| ビジョン実現 | | . Н., | モノ・サービスの自由な流通 を実現するための制度整備 | 2. 安心して投資できる環境整備 | 4. 学生や企業の交流機会の醸成 |
| このけたよくご | | | 3. 企 | 3.企業間連携による日台サプライチェーン強化 | ン脳化 |
| 1 / L× | | | | 5. 行政の柔軟な取組み | |
| | 1. 制度充実化 | 充実化 | ・モノとサービスの流れの活発化を後押しする協定の締結、制度改 ト日台間の包括的な経済連携協定の締結、CPTPPへの早期加入の ト関税引き下げ・非関税障壁(食品や日用品等に関する輸入規制・相互に進出・投資しやすい制度の整備 ト研究開発費等、双方間の投資に対する優遇税制と補助金の拡大 ト許認可制度に係る行政手続きの簡素化(ペーパーレス化、ワン・透明かつ柔軟性のある規制の運用 ・人の往来をサポートする制度の整備(入境手続時間の短縮化) | モノとサービスの流れの活発化を後押しする協定の締結、制度改正に向けた活動の強化 > 日台間の包括的な経済連携協定の締結、CPTPPへの早期加入の実現 > 関税引き下げ・非関税障壁(食品や日用品等に関する輸入規制)解消 M国工に進出・投資しやすい制度の整備 > 研究開発費等、双方間の投資に対する優遇税制と補助金の拡大 > 許認可制度に係る行政手続きの簡素化(ペーパーレス化、ワンストップ窓口の設置、 透明かつ柔軟性のある規制の運用 人の往来をサポートする制度の整備(入境手続時間の短縮化) | 動の強化 の設置、多言語対応等) |
| 叫 | 2. 投資環境整備 | 蘏 境整備 | ・電力、水、人材、労働力、工業用地不足の「5欠」の解消 >電力、水の安定供給の実現、高度人材の招致に繋がる働 省人化・無人化による労働力確保、産業用地の確保 ・投資判断の妨げとならない、安定した両岸関係の構築 ・オープンかつ強靭性ある資本市場の整備 | 電力、水、人材、労働力、工業用地不足の「5欠」の解消 ▶電力、水の安定供給の実現、高度人材の招致に繋がる働き方改革と労働生産性向上、省人化・無人化による労働力確保、産業用地の確保投資判断の妨げとならない、安定した両岸関係の構築オープンかつ強靭性ある資本市場の整備 | 性向上、外国人労働者の受入強化、 |
| | | 3. 確業 | ・技術連携や企業間マッチングによる、相互のビジネス機会拡大、 ▶半導体・AI産業、再生可能エネルギー・省エネルギー関連産業・日台連携による第三国市場の開拓 | 推 | 産業の発展 再生医療・バイオ産業 |
| | 連強派化 | 4. 人村 | ・学生の交流機会の醸成 ト中高生の修学旅行等の活発化 ト留学支援、インターン制度拡充 ・日台企業間の人材交流の機会の醸 | 学生の交流機会の醸成 > 中高生の修学旅行等の活発化 > 留学支援、インターン制度拡充等による留学先での就業支援 日台企業間の人材交流の機会の醸成(半導体産業やバイオ産業等の先端分野での相互ビジネス交流) | の相互ビジネス交流) |

第1章 日台協業ビジョン

日台間の経済は、長年に亘って緊密な関係を築いてきた。こうした中で、近年は日本企業の台湾での投資や事業の拡大、TSMCの熊本進出やPSMCの宮城進出等、特に半導体、エネルギー、コンシューマービジネス分野での日台連携が顕著になりつつある。日本と台湾は距離的な近接性だけでなく、様々な産業分野においてサプライチェーンを相互補完できる関係にあり、今後、より連携を強め、深化させていくことは日台経済の相互発展に繋がるものである。

今年の白書では、こうした産業面での日台連携を深化させていく上で求められる日台間の 在り方について提言を行う。産業連携を深化させるためには、今後、日本と台湾の経済が シームレスに繋がることが求められる。したがって、ここでは、産業の三大要素であるモノ、 カネ、ヒトの相互の流通・交流をより活発化するための将来目標を共有した上で、その実現 に向けた提言を行う。

1. モノの相互流通

台湾の総輸出金額における日本への輸出金額は第4位で、シンガポールとほぼ同額となっている。一方で、日本の総輸出金額における台湾への輸出金額は第4位であり、韓国とほぼ同額となっている。こうした中で、これまでの最大の輸出金額は共に2022年で、台湾から日本が約336億米ドル、日本から台湾が約518億米ドルとなっている。

今後は、日台間のサプライチェーンがより強化され、モノのシームレスな流通を実現することで、2030年には過去最大金額の約1.5倍を目指す。具体的には、台湾から日本への輸出金額は500億米ドル、日本から台湾への輸出金額は750億米ドルを目指し、より活発に日台間貿易が行われる状況を実現する。

2. カネの相互流通

台湾の対外投資金額における日本への投資金額は第14位であり、フィリピンとほぼ 同額となっている。一方で、日本の対外投資金額における台湾への投資金額は第23位 であり、南アフリカ共和国とほぼ同額となっている。こうした中で、これまでの最大の 投資金額は、台湾から日本が2016年の約45億米ドル、日本から台湾が2020年の約20億 米ドルとなっており、互いに海外投資先としては未だ拡大余地は大きい状況にある。

今後は、半導体分野を始めとして様々な産業分野において日台間の相互投資が継続的に活発化することを期待し、2030年には過去最高水準である20億米ドルの投資が、以降毎年コンスタントに日台間で行われることを目指す。

3. ヒトの相互交流

ヒトの相互交流は、モノ、カネに比べて既に活発に行われている。特に台湾から日本への来訪者数は第1位であり、コロナ前の2019年には過去最大の約489万人に達した。一方で、日本から台湾への来訪者数は第4位であり、こちらも2019年に過去最大の約217万人となった。しかし、現状は観光目的の相互来訪が主であり、ビジネス目的や将来に繋がる留学生等は、まだ拡大の余地が大いにある。留学生については、台湾から日本が2019年に過去最大の9,584人、日本から台湾が2018年に過去最大の5,932人となっている。

ヒトの交流により相互認知度の高まりや相互理解の深まりをもたらし、それが経済活動を活発化し投資や貿易の拡大を促す重要な要素となる。したがって、今後は、台湾から日本の総訪問人数は過去最大水準を維持しつつ、経済連携強化に伴うビジネス往来の更なる増加や、将来の日台連携に繋がる留学生数増加を目指す。具体的には、2030年には訪日人数500万人、日本への留学生数2万人を実現したい。一方で、日本から台湾については総訪問人数、ビジネス往来、留学生共に増加を目指す。具体的には、2030年には訪台人数300万人、台湾への留学生数1万人を実現したい。

第2章 ビジョン実現に向けたポイント

ビジョン実現のためには、大きく5つのポイントがある。それは「1. モノ・サービスの自由な流通を実現するための制度整備」「2. 安心して投資できる環境整備」「3. 企業間連携による日台サプライチェーン強化」「4. 学生や企業の交流機会の醸成」「5. 行政の柔軟な取組み」の5点である。

1点目のモノ・サービスの自由な流通を実現するための制度整備については、日台間における経済連携協定締結や関税引き下げ・非関税障壁解消等、取り組むべき課題は未だ多い。2点目の投資環境整備においては、特に日本から台湾への投資を増やす観点では、いわゆる電力、水、人材、労働力、土地の「5欠」問題や安定した両岸関係等、日本企業が安心して台湾に投資できる更なる環境整備が求められる。3点目の企業間連携による日台サプライチェーン強化は、台湾政府も力を入れている半導体やAIのみならず、再生可能エネルギーやバイオ等、様々な分野での連携強化や第三国への展開が期待される。4点目の学生や企業の交流機会の醸成については、日本と台湾が連携した人材育成プログラムの実施や学生の相互交流の機会増大等が求められる。5点目の行政の柔軟な取組みとしては、これら提言を基にグローバルな時代に即した透明性のある制度作りと、現場の実態に合わせた規制変更等が求められる。

本章の5つのポイントと第3章の各提言は、下表の関係性にある。今後は、第3章以降により詳細に述べる具体的取組みが着実に進むことを求めたい。

| 第2章 ビジョン実現に向けたポイント | 第3章 ビジョン実現に向けた提言 |
|-------------------------------|--|
| 1. モノ・サービスの自由な流通を実現する ための制度整備 | 1. 制度充実化 |
| 2. 安心して投資できる環境整備 | 2. 投資環境整備 |
| 3. 企業間連携による日台サプライチェーン強化 | 3. 連携強化(産業) |
| 4. 学生や企業の交流機会の醸成 | 4. 連携強化(人材) |
| 5. 行政の柔軟な取組み | 全ての提言に関連 ※特に1.制度充実化の(3)「透明かつ柔 軟性のある規制の運用」に関連 |

第3章 ビジョン実現に向けた提言

1. 制度充実化

貿易に関する競争条件や投資に対する優遇措置、人の往来を支援する制度・仕組みが 他国に比して劣る状況は、日台間のモノ、カネ、ヒトの流れを阻害する要因になり得る。 シームレスな連携を後押しするため、経済連携協定や投資、人の往来をサポートする制 度等の充実化について提言する。

(1)経済連携協定締結、関税引き下げ・非関税障壁解消

● 経済連携協定締結

民主主義陣営と権威主義陣営の対立が、双方の経済的対立に拡大、ひいては 企業間貿易にまで波及しつつある。台湾が中国と締結したECFAも2024年以 降、対象品目の多くで関税引き下げ措置停止となり、台湾企業のみならず日系 企業にも影響が出ている。地域間での経済連携協定の締結が進むなか、台湾の 貿易に関する制度が相対的に劣後している状況は、日本を含む外資導入や貿易 拡大の阻害要因となる。台湾経済の安定及び発展のためにも他国との経済連携 協定締結は重要と考える。

台湾はニュージーランド、シンガポール等と経済連携協定を締結している。 台湾・日本両政府にも、早期の包括的な経済連携協定の締結を実現いただきたい。 その際、関税撤廃/引き下げ対象品目に農産物を含める等多くの品目を対象とす ることで、日台間のシームレスなモノのやり取りを実現していただきたい。 また、第三国を含めた経済連携協定の締結に向け、台湾政府は2021年に CPTPPへの加入申請を行った。台湾政府には加入に向けた各国への働きか けを継続いただくと同時に、日本政府が台湾政府の活動を支援することで、 CPTPPへの加入が早期に実現することに期待している。

● 関税引き下げ・非関税障壁解消

日本と台湾は貿易における重要なパートナーである。実際、日台双方間の貿易輸出入額は右肩上がりであり2022年に過去最高額を更新した。品目としては、台湾が強みとする半導体産業、日本が強みとする電子部品や機器類、化学品/素材の輸出入が盛んである。

一方、互いの貿易輸出額に占める割合は未だ10%未満であることから、貿易には拡大の余地がある。特に、輸入関税の引き下げ・撤廃は日台間の貿易拡大への効果が大きいと思料する。自動車部品、日本酒や焼酎等の一部酒類については、個別要望事項としてお願いしているところである。

加えて、食料品や日用品等の一般消費財の積極的な輸出入を実現することは、消費者により直接的な恩恵を与えることとなり、日台間の友好関係を深めることにも繋がるであろう。食品や日用品等の輸入について、安全性確保のために一定の規制を設けていることには理解を示すが、添加物等の規制対象物質がEUやアメリカ、日本等と大きく異なっており、日本製品をはじめとした外国製品の輸入を阻害している。台湾消費者に多様な選択肢を提供するためにも、国際的な規制品目との整合性を定期的に確保する等、国際慣例に従った方法で管理いただきたい。加えて、規制対象品目の根拠を明示する等、オープンかつ透明性がある、公正な許認可・審査を担保いただきたい。

福島県等5県産食品に対する禁輸措置を取りやめる輸入規制緩和案については、台湾政府の対応に感謝する。早期の実現と食品を通じた日台間の友好関係の更なる深化に期待している。

(2) 相互に進出・投資しやすい制度の整備

● 投資に対する優遇税制と補助金の拡大

日台間は投資の保護・促進を目的に、2011年に日台民間投資取決めを締結した。直近では、台湾から日本への直接投資としてTSMCによる熊本県への半導体工場の建設に対する出資に注目が集まった。

しかしながら、台湾と日本の対外投資における相互の割合は企業買収等に伴う一時的な要因のある年を除くと、いずれも数%程度、多くの年で1%未満と低い割合にとどまっている。2023年には台湾CHIPS法が施行され、企業の国籍を問わず台湾内での研究開発や設備投資を後押しいただいているところではあるが、適用対象や金額規模等の適用条件が課題となり、日本企業は台湾CHIPS法を用いた新たな投資を実施するに至っていない。また、台湾CHIPS法が適用されても、税優遇の恩恵は利益計上後となるため、先行して発生する資金負担の軽減措置についても検討の必要がある。

そこで台湾政府には、適用条件の緩和及び補助金の支給等をもって、スタートアップを含む様々な企業による進出・投資を支援いただきたい。例えば、研究開発費や設備支出額として求めている下限額の緩和や日本の半導体事業向け補助金のような支援は、日本企業の投資判断のハードルを下げ、台湾での研究開発、事業展開や設備投資を検討するきっかけとなる。

● 許認可制度に係る行政手続きの簡素化

上述した貿易や投資を行う際、法人設立、用地取得や環境影響評価、輸出入等の各種許認可の取得が必要となるが、手続きが煩雑なこと、また、手続き中に行政が停滞する場面があることで、事業の立ち上げに想定以上の時間を要している。加えて、多くの手続きが紙媒体かつ中国語のみの対応であることが、外資系企業の台湾進出の負担増、ひいては阻害要因となっている。

日本企業が円滑に事業を展開するためにも、例えば、電子申請を活用したペーパーレス化、日台間ワンストップ窓口、手続き書類の多言語対応等、各種行政手続きをスムーズに進めるための支援の提供を強く望む。

(3) 透明かつ柔軟性のある規制の運用

グローバル化が進み、外資系企業による台湾投資の機会は増えている。そのような中、台湾内産業の保護や安全保障上の観点から、海外からの投資に対して一定の規制やルールを設けることには理解を示す。一方、過度に台湾内産業や特定産業が優遇されているのではないか。

例えば、再生可能エネルギーの普及に向けて台湾で整備が進められている洋上 風力発電の開発に対して「国産化要求」を課しているが、実際には要求水準を満 たす部品等の台湾内での調達が難しいケースも多く、工程遅延の要因となってい る。洋上風力に対する日本企業の注目度は非常に高いが、過度な「国産化要求」 が投資拡大のハードルとなっている。 このような透明性、柔軟性に乏しい規制の運用は、日本企業を含む外資系企業に とって、投資先としての台湾市場の魅力の低下に繋がっている。台湾政府には台湾 内産業保護に向けた規制を設けるのではなく、グローバルな時代に即した透明性の あるルール作りと、現場の実態に合わせた規制変更等の柔軟な対応を強く望む。

(4) 人の往来をサポートする制度の整備

モノ・カネの往来によるビジネス活性化とともに、ヒトの移動も増加する。ヒトが日台間をシームレスに移動するためには、空港での手続きをスムーズに行うことが欠かせない。その点、日本からの台湾入境に際し、居留査証保有者は自動出入境審査システムの利用が可能であり、出入境に係る時間を大幅に短縮できていることに感謝の意を表する。

一方、ビジネス出張者や観光客は入境審査に時間を要している。台湾政府には、全ての日本国籍保有者を対象とした自動出入境審査システムの導入やエクスプレスレーンの設置による入境手続時間の短縮化等、出入境を円滑にするための支援の提供を強く望む。

あわせて、訪日台湾人が迅速に日本へ入境できるよう、日本政府にも同様の支援策を希望する。

2. 投資環境整備

日本企業による台湾への積極的な投資は、日台間のモノ、カネ、ヒトの流れを後押しするものである。一方、日本企業は台湾の投資環境に3つの点で懸念を感じている。 1つ目は、電力、水、人材、労働力、土地不足を意味する産業界の「5欠」問題である。 事業実施上の最低限の要求事項として迅速な解決を強く望む。2つ目は、不安定な両岸 関係である。地政学上の安定性と安全性は、ビジネスを行う上で重要性が高い。加えて、 資本市場のグローバル化である。海外の投資家が安心して投資できるようにするための 法制度や市場の整備は、台湾の産業育成にとって極めて重要である。

上記3点について提言を行う。

(1) 「5欠」の解消

● 電力不足の解消

ここ数年、台湾では毎年のように大規模停電が発生しており、電力の安定供給に対する不安が高まっている。そのような中でも、電力需要は引き続き増加しており、今後も半導体を中心とした設備投資拡大や、外資系企業の進出、台湾企業の回帰投資等により、電力需要は更に増えることが予想される。

政府は電力供給の方法として、原子力発電を代替する形で再生可能エネルギーを推進しているが、高まる使用量に発電量の成長率が追いついていない。 さらに、再エネ比率の上昇による送配電網への負荷上昇も懸念される。

当然、カーボンニュートラルに向けた取り組みも重要である。しかしながら、 先ずは事業実施上の大前提となる電力の安定供給を最優先で実現いただきたい。 日本と台湾はエネルギー資源に乏しいなか、新たなエネルギー供給方法を模索 しなくてはならない点で類似しており、相互に支援できることも多いと考えて いる。例えば、電力の安定供給と環境負荷軽減の両立を図るためには、既存の 火力発電所への脱炭素設備の導入や、アンモニアや水素混焼等といった対応も 重要となってこよう。また、電力系統の整備やメンテナンスの推進、蓄電シス テムやスマートグリッドの整備等、送配電網の強靭性向上も重要となる。

台湾政府には、迅速かつ抜本的な対応をお願いしたい。

● 水不足の解消

水不足は日本企業のみならず、台湾の基幹産業であり大量の水を必要とする 半導体産業にとっても大きな問題である。台湾政府は「緊急抗旱水源應變計畫 2.0 (干ばつ緊急対策2.0)」を策定しているが、今後も半導体、AI産業の発 展と共に工業用水の需要の増加が見込まれている中で、水供給量は減少傾向に あり、水供給の確保は天候頼みとなっていることから、中南部を中心に水不足 に悩まされている状況に変わりはない。

改めて台湾政府には、中長期を見据えた抜本的な対応を要望する。例えば、 浚渫等の既存ダム活性化による貯水量拡充や、地域間の水の融通、伏流水の活 用等の対応に加えて、降水量に左右されない水供給の仕組みとして再生水プラ ントと海水淡水化プラントの更なる整備を検討いただきたい。

● 人材、労働力不足の解消

2022年の合計特殊出生率は0.87と極めて低水準になり、人口減少に歯止めがかからないことから、高度人材を含む労働力の不足は更に深刻化することが見込まれる。労働人口の補填、一人当たり労働生産性の向上、省人化・無人化推進の3つの観点から本問題の解決に取り組んでいただきたい。

まず、労働人口の補填として、外国人労働者の更なる受入れ強化をお願いしたい。台湾政府は外国人労働者を積極的に受け入れてきてはいるが、依然として労働力不足は続いていることから、更なる拡大が必須である。米国では政府主導で移民受入れを拡大し、労働力不足解消につなげている。その結果、実質

賃金引き上げ・インフレ抑制にも寄与し、それが消費下支えにも繋がる好循 環を生んでいる。台湾においても、外国人労働者を積極的に受け入れることが、 経済の好循環に繋がるのではないか。

一人当たり労働生産性の向上には、労働者の多様な働き方の普及が有効であ る。ホワイトカラーが自ら多様な勤務形態の選択を可能とする法整備並びに運 用をお願いしたい。特に、過度に労働者保護的な解釈は、制度の硬直化や柔軟 で多様なワークスタイルの浸透の阻害要因になることに留意が必要である。

省人化・無人化を推進し、人手に頼らない社会づくりを目指すことで、人材、 労働力不足に対応するアプローチもあろう。製造業における産業用ロボットの導 入を更に進めるとともに、その他の主要産業についてもスマート機械の開発/導 入、及びそれに対する税制優遇や補助金の導入検討を進めていただきたい。

● 土地不足の解消

半導体産業等の更なる成長や台湾回帰投資の増加により、工場の建設等を目 的とした産業用地の需要が高まっている。また、再生可能エネルギーの普及に 向け、大型の太陽光発電所を設置するための土地ニーズも高い。

台湾政府は公有地の優先的開発や民間遊休地の有効利用等の対策を実行して はいるが、依然として用地不足は深刻である。実際、地方政府に対する用地取 得手続きにおいて手続きの中断や停止が頻繁に発生している。また、農業用地 からの転用が厳格化されたことで、用地転用も容易には認可されない。

要因の1つとして、中央と地方の連携不足があるのではないか。当然、土地面 積には限りがあるが、双方がコミュニケーションを密に取ることで最適な土地利 用を実現させ、旺盛な土地需要に応えることができるよう努めていただきたい。

(2) 安定した両岸関係の構築

近年、中国による台湾産農水産物の輸入禁止や軍事活動の活発化等、両岸関係 の緊張が高まる場面がある。両岸関係が不安定な状態は、日本企業の進出・投資 判断において、重大なるリスクとして前向きな判断の阻害要因となりかねない。

新政権の下でも両岸の交流や対話を継続することで、民間事業者が安心して将 来を見据えた事業投資を行える環境づくり、安全かつ安定した両岸関係の構築を お願いしたい。

(3) オープンかつ強靭性ある資本市場の整備

台湾加権指数は、TSMCの好業績等を背景に、足元過去最高の株価を記録し、

海外では台湾企業の株式を組み込む投資信託商品も増加している。海外からの投資を呼び込み、企業の資金調達方法の選択肢を増やすことで、企業の積極的な資金調達を通じた投資の活性化が期待される。

そのために、例えば、上場市場の整備の他、ファンドへの投資環境整備や企業が保有する資産の信託スキームを活用した流動化等で、企業が新たな投資を行うための調達環境を形成することが必要である。

台湾企業の透明性のある情報開示体制、コーポレートガバナンスの高度化を図ることにより、投資家並びに台湾企業との連携を期待する企業の台湾企業への理解が深まり、台湾企業のグローバル化を促進することにも繋がる。

3. 連携強化(産業)

第2章「ビジョン実現に向けたポイント」で述べたように、地球規模でサプライチェーンが構築され、モノ、カネ、ヒトが国境を越え行き交う現代において、日台間がよりシームレスかつより強い連携で繋がることは、双方の国際的な競争力強化を促す。そのためには日台双方が、それぞれの得意分野や先行領域を活かした相互補完や、技術研究協力を通じた新産業の発展、新たな市場の開拓等win-winの関係を築くことが必要になるであろう。ここでは、日台間の重要産業における連携強化と、日台連携を通じた第三国開拓について提言を行う。

(1) 事業機会の拡大、新産業の発展

● 半導体・AI 産業

近年、半導体産業における台湾の世界的なプレゼンスはますます高まっており、多くの日本企業が台湾から半導体を調達している。一方で日本には半導体材料や半導体製造装置において世界的シェアをもつ企業も少なくなく、半導体製造サプライチェーンにおいて日台は相互に補完しあう関係性にあると言える。また、JASM熊本第一工場が稼働を開始し、関連台湾企業の九州地方への進出や、大学との産学連携の取り組み等その影響は広範囲に波及をはじめている。日本政府も半導体の国内生産技術やキャパシティの向上を非常に重視しており、日本の半導体業界における台湾企業との協業ニーズは今後ますます強くなっていくであろう。

また、台湾はかねてより半導体等電子部品、サーバーやPC等電子機器の製造受託を通じてテック業界のハード生産を担い、ソフトウェア開発や応用についてはユーザー人口の多い他国が先導してきた。しかし頼新政権は「五大信頼

産業」に半導体と共にAI産業を挙げ、「チップ駆動台湾産業イノベーション プラン(晶片驅動臺灣產業創新方案/晶創臺灣方案)」では10年間で3,000億 台湾元の投資を通じて、生成AIによるあらゆる産業のイノベーションや、人 材育成、民間の投資促進等を推進していくこととしている。実際に近年世界的 なテック企業が台湾にデータセンターを設置する動きが起こっており、今後 テック人材や企業の更なる集積が進むと考えられ、AI技術の興隆を契機に台 湾のテック業界におけるプレゼンスは高まりつつある。他方AIはあくまで技 術を活用したツールであり、いかに産業や社会へ応用するかが、今後の課題 である。この応用においては、日本にはかねてからのDX(デジタルトランス フォーメーション)の流れの中で、ITやIoT技術を活かした社会インフラ整備 に向けた取り組みやソフトウェア開発に強みを有する企業も多い。

このように、日台の半導体や電子機器製造サプライチェーンをより強固で一 体的なものにしていくとともに、AI技術の応用のための技術連携や実証実験 等その連携範囲の拡張を通じて、あらゆる産業の発展や社会課題の解決等に繋 げることが可能であろう。特にAIの応用は全世界がその方法を模索している 段階にある。日台連携を通じ、双方の得意分野の相乗効果でAI応用分野でも 日台が世界的な影響力を発揮できるよう、AI関連企業の積極的な連携促進を 台湾政府にはお願いしたい。

● 再生可能エネルギー・省エネルギー関連産業

日本と台湾はともに2050年までに温室効果ガスのネットゼロエミッション を表明しており、温室効果ガス排出量の多い電力部門のGX(グリーントラン スフォーメーション) は避けては通れない方策である。台湾政府は2026年中 に再生可能エネルギー発電比率20%到達を目標に掲げているが、現状約10% にとどまっており、達成には一層強い推進力を持った再生可能エネルギーの導 入が求められる。

「臺灣2050淨零排放路徑及策略總說明(台湾の2050年ネットゼロエミッ ションに向けたロードマップ及び戦略全体解説)」では、今後の再生可能エネ ルギー構成の中心に太陽光と風力が据えられており、この分野には既に日本企 業の参入も進んでいる。太陽光・洋上風力いずれにおいても、日台双方がこれ まで培ってきた建設・運用における経験やノウハウを共有することで、よりス ムーズな導入促進が可能になるであろう。また、新エネルギーとして実用化に 向けた研究が進む水素やアンモニア発電や、CCUS技術等の分野においても日 台双方で取り組みが進行中であり、この分野における技術連携や共同での実証 実験等も考えられる。

さらに、日本はかねてより官民を挙げて省エネルギー化を推進してきた結果、 現在日本の人口当たり電力消費量は減少傾向にある。一方の台湾は、産業用電 力消費を中心に引き続き増加が見込まれる中、消費電力量の削減に向けた省エ ネ対応が必要になる。台湾政府には、消費電力量の削減目標を具体的に定める 等、より踏み込んだ省エネ推進を求めたい。

以上の状況を鑑み、日本企業が有する再エネや省エネ技術導入等が積極的に 行われるよう、台湾政府には支援をお願いしたい。今後、より日台一体となっ て脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速することを期待する。

● 再生医療・バイオ産業

2024年6月、「再生医療法」と「再生医療製剤管理条例」の「再生医療双法」が立法院を通過した。これにより今後台湾では、更なる再生医療技術の研究開発、医療や美容現場における活用が拡大していく見込みである。日本は再生医療において世界的に先進的な技術を有するだけでなく、美容等への臨床利用も活発であり、台湾企業の日本の再生医療や再生美容医療に対する技術やノウハウへの関心や、製薬領域におけるCDMO(開発製造受託サービス)受託意欲は高い。

他方で台湾政府は、個人の遺伝子情報、生活習慣等に基づいたプレシジョンへルスケアを推進しており、今後ゲノム情報に基づいた疾病リスクの予測や予防、個別化医療領域の発展が考えられる。台湾では20年以上にわたりバイオバンクに20万人以上の遺伝子標本や情報を蓄積している他、日本では今後の課題である健康医療データの一元管理も実現している。これら今後の大きな市場成長が見込まれる再生医療・再生美容医療や、世界的にも比較的新しい個別化医療領域においても、日台が連携し双方の得意領域を活かすことで、相互発展が実現するよう、台湾政府にも企業マッチングや情報提供、規制緩和等の支援をお願いしたい。

(2) 日台連携による第三国市場の開拓

台湾政府が推進してきた「新南向政策」の対象地域は、日本にとっても経済連携の欠かせない重要な地域である。華僑が多いこれらの地域に、中国語を解し、 華僑のビジネス習慣にも精通した台湾企業と連携し進出することは、日本企業に とっても市場の拡大や深化の期待に繋がる。日台のサプライチェーンがより一体的に連携することで、上記以外にも欧州や米国等、半導体をはじめとするグローバルサプライチェーンの一角を成す地域にも、今後日台で連携して進出する可能性にも期待できる。

これらの地域に新たに進出する際や、既に進出済の企業が事業拡大を図る際に、パートナーとして日台両企業のネットワークやサプライチェーンを活用できれば、よりスムーズな進出や事業展開が見込める。目下「第三国市場協力委員会」を通じて、医療・健康分野における日台協業での東南アジア市場進出が進行しているが、日台協業においては往々にして、最適な企業マッチングと言語や商習慣の違いの克服が課題になるため、企業への情報提供、マッチング機会の増加、成功事例の共有等を通じて、医療・健康分野の更なる協業拡大や、他産業分野への展開にも期待したい。

4. 連携強化(人材)

先述の通り、日台間における人的交流はかねてより非常に盛んであり、特に観光においては、日本人の海外旅行需要回復が望まれる等の一部課題はあるものの、双方ノービザでの訪問が可能なうえ、政府やメディアによる積極的なプロモーションにより、お互いにとって身近な旅行先になっている。しかしながら、観光以外の教育機関や企業における人材連携には、更なる強化の余地があると考え、下記を提案する。

こういった人材の育成は日台関係のサスティナブルな発展に資する極めて重要な取り 組みとの認識である。

(1) 学生の交流機会醸成

● 中高生の修学旅行等の活発化

修学旅行は若者が初めて海外に触れる機会になり得る上、一般的に、訪問先の学校との交流機会が設けられていることも多く、通常の旅行と比較し訪問先をより深く理解し、身近に感じるきっかけにもなる。日本修学旅行協会の調査によると、2019年に日本が受け入れた修学旅行は台湾が26.6%で最も多く、また日本の学校の海外修学旅行先も台湾が25.2%で最多である。一見すると、既に修学旅行における日台交流は進んでいるように見えるが、海外修学旅行自体がマイノリティであるため、まだまだ交流拡大の余地は大きい。修学旅行のスタイルは日台で異なる点も多いが、台湾政府においては、日本からより多くの修学旅行を誘致できるよう、学校間での交流機会の拡充や、情報提供、修学

旅行以外の語学研修等のメニュー拡大等の支援をお願いしたい。そのためには、 日本に近い立地や日本と類似点も多い文化特性をアピールすることで、海外と いうハードルを下げ、沖縄や九州等と共にメジャーな修学旅行先に数えられる ようなPR方法等にも一考の余地があるであろう。

● 留学支援、インターン制度の拡充

大学留学を更に促進するために、学生が台湾留学・日本留学の選択肢を持てるような情報提供機会の増加、交換留学提携校の更なる拡大推進を求めたい。日台双方、様々な強みや先進的な研究領域を持つ大学はあるものの、その認知度は高いとはいいがたい。語学からもう一歩二歩踏み込んで、半導体をはじめとする理系領域等のより専門的な分野での留学が進むことで、より深く広い交流が期待できる。また、これらが可能となるよう、政府や各団体による奨学金の拡充や情報提供も必要になる。奨学金は単なる金銭支援だけでなく、奨学生同士の交流機会を含めたプログラム構成も考えられるであろう。

さらに、日台の留学生は、将来日本企業の台湾進出や台湾企業の日本進出の 担い手になりうる人材である。しかし、彼らが卒業後も引き続き留学先で就 業する、あるいは、日本で学んだ台湾人が卒業後台湾の日本企業で就業する 際、現状はほとんど本人の自助努力頼りである。留学経験を活かしたキャリア 構築が可能となるよう、留学生と企業のインターンや就職マッチングプラット フォームの構築等の機会の拡充や、企業へ多様な人材受入を促す施策の積極的 な展開を求めたい。

(2)企業の交流機会醸成

連携強化(産業)の節にて、産業やビジネスにおける連携について提言を行ったが、これらの礎は各企業の人材交流である。例えば、特に半導体産業やバイオ産業等の先端分野において日台企業間、企業から大学・研究機関への出向や研修等の形で人材を受け入れ、技術やノウハウ、最新事例を学んだり、共同で研究開発を行ったりする関係が考えられるであろう。これらの取り組みは実現すればメリットも大きい一方で、適切な企業・機関間マッチング、言語、コスト等超えるべきハードルも多い。台湾政府においては、これらのハードルを解消する補助や優遇制度、これらの実現に繋がる情報交換の場、国際展示会等における積極的な人材交流の場を設ける等、機会創出をお願いしたい。

3.2023年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本工商会評価報告

一、2023年「白書」個別要望事項の台湾政府からの回答に対する台北市日本 工商会評価

2023年10月に台湾政府に対して提出した台北市日本工商会2023年「白書」の個別要望事項54テーマ(55項目)につき、台湾政府の各部署より頂いた個別の回答、6月7日・21日に国家発展委員会主催で開催された個別会議での議論、及び8月6日国家発展委員会主催による全議題協調会議の結果を踏まえ、個別要望事項提出企業および関連部会にて以下の通り評価を行った。

A評価 : 5項目 全体に占める比率 9% (2022年 16%)

A-評価: 24項目 全体に占める比率 44% (2023年分から新設)

B評価 : 12項目 全体に占める比率 22% (2022年 66%)

C評価 : 14項目 全体に占める比率 25% (2022年 18%)

なお、

A評価 : 回答に具体的進展があり、「実施済み」、「実施予定」の回答を頂き、

早期の解決が見込まれる項目

A-評価: 回答に進展があり、今後の進捗・具体化を見守りたい項目

B評価: 回答に進展がなく、「要検討」、「審議中」となっており、

今後も継続検討が必要な項目

C評価: 回答が「不可能」、「困難」、「未回答」等で、具体的進展がない項目

上記結果には、以下のような背景があるものと推測する。

2023年分から新設したA-評価が24項目と最多。これまでB評価の意味合いが広く約半数を占めていたことから、実際に進展はあるが今後の具体化を見守りたい段階の項目をA-評価とした。結果としてB評価は大幅に減少、同時に従来のA評価から、今後の進捗がまだ不透明な項目がA-として評価されたものと推測する。2022年との単純比較は難しいが、A評価とA-評価の合計が29項目と半数を超えており、昨年を上回る評価が得られたものと思料する。

また今回、個別会議・全議題協調会議を経て4項目の評価が改善した。台湾政府関係省庁

による真摯な対応、国家発展委員会の調整力・リーダーシップに改めて感謝を申し上げる。

エネルギー・建設工事・金融関連で比較的好結果となった一方で、働き方・労働力、医療 費予算・新薬導入制度等の医薬制度関連、たばこ・酒規制関連は長年の課題となっており、 台湾側関係諸機関との交流を通じて近い将来の解決を目指したい。

A-、BおよびC評価項目の案件は一部を除いて、継続案件として2024年の個別要望事項 に盛り込まれる予定。

二、個別要望事項に関する関係機関との打合せについて

(1) 個別会議

2023年版白書について、6部会・計9項目の重要テーマに関して台湾政府関係機関と工商会関係各部会の間での個別会議を、国家発展委員会にアレンジいただいた。

第一回:6月 7日(金)14時30分~:合弁会社、エネルギー、建設、運輸観光部会

第二回:6月21日(金)14時00分~:医薬品医療機器、建設、金融財務部会

中でも4項目については具体的な進展が確認でき、以下の通り評価の改善が見られた。

テーマ26. 再生可能エネルギー事業開発完工期限見直し: C→B評価

テーマ39. ショッピングモールへのクリニック誘致:B→A-評価

テーマ42. ショッピングモール内での学習塾新設基準:B→A-評価

テーマ49. JCICから取得した顧客デリバティブ取引情報の国外伝送:B→A-評価

(2) 全議題協調会議

8月6日(火)9時~11時、国家発展委員会劉鏡清主任委員主催による全議題協調会議が開催され、運輸観光・一般機械・自動車・エネルギー・医薬品医療機器部会、全5部会から提案のあった計8項目の個別要望事項について議論が行われた。

今回から項目ごとの時間が少し延長され、また当日議論したいポイントを各部会から事前に提出して臨んだこともあり、より実質的な議論が行えたものと思料する。改めて会議中の劉主任委員のリーダーシップ、政府各関係機関の真摯なご回答に感謝申し上げる。

当初同日開催を予定していた「主要なる政策提言」に関する劉主任委員との意見 交換会については9月9日(月)11時~12時に行われ、2023年版白書での内容に加え、 2024年版で提案予定の政策提言についても意見交換を行うことができた。

4.2024年「白書」要望事項一覧表

| 番 | 亚相吉· (4 | 49.27.0 | 提案 | 2023年度 | 主要なる政策提 | 言における該当項目 |
|----|--|-------------|------|--------|-------------|-------------------------|
| 番号 | 要望事項テーマ | 提案部会 | 開始年 | 部会評価 | 章 | 項 |
| 1 | 5県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措 置改善について | 運輸観光 | 2023 | С | | |
| 2 | 台湾食品添加物規制の国際的に見た整合性確保と、規制及び審査プロセスの改善について | 食料物資 | 2023 | В | | (1) |
| 3 | 自動車部品輸入関税の引き下げ政策について | 自動車 | 2018 | С | | (1) 経済連携協定 |
| 4 | 一部カメラ商品に課せられている物品税の見直しにつ いて | 電機電子 | 2024 | | | 締結、関税・ 非関税障壁の |
| 5 | 日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて | 食料物資 | 2008 | В | | 解消 |
| 6 | 琉球泡盛の関税率引き下げについて | 運輸観光 | 2008 | С | | |
| 7 | セルフメディケーション推進に向けて—OTC医薬品の 上市障壁緩和について | 医薬品 医療機器 | 2023 | С | | |
| 8 | 民間が設置する機械式あるいは一般自走式駐車場の EV/PHV用充電施設向け助成制度の創設による充電イ ンフラの整備推進について | 一般機械 | 2014 | A- | | (2) |
| 9 | 政府承認プロセスについて | エネルギー | 2024 | | | 相互に進出・投資しやすい |
| 10 | 電子署名の公的文書利用拡大について | 商社 | 2023 | A- | | 制度の整備 |
| 11 | 台湾からの毒劇物輸出に際してのExport License (E/L) 手続き簡素化について | 化学品 | 2024 | | 1 | |
| 12 | 昇降機の遠隔技術基準設定及び点検保守制度の見直し について | | 2016 | С | 1. 制度充実化 | |
| 13 | 台湾の公共工事における主要人員の資格緩和について | 電機電子 | 2024 | | | |
| 14 | 台湾の公共工事における人員単価の見直しについて | 电微电丁 | 2024 | | | |
| 15 | HFC管理法草案第2フェーズ (2029年以降) 施行に向けた要望 | | 2024 | | | |
| 16 | IEC規格 (IEC60335-2-40) のエディションアップ (Ed.7) について | 建設 | 2023 | A- | | (0) |
| 17 | 洋上風力市場に於ける国産化要求と今後の案件開発計 画について | | 2019 | A- | | (3) 透明かつ柔軟 性のある規制 |
| 18 | 台湾の洋上風力事業において中国製のTIV (Turbine Installation Vessel、風力タービン設置船) や落管式抛 石船 (Fall pipe vessel) の使用許可について | エネルギー | 2024 | | | の運用 |
| 19 | 国内無産製証明の発行について | | 2024 | | | |
| 20 | 太陽光:電業主任技術員の要件緩和について | | 2024 | | | |
| 21 | 大型二輪車 (排気量251cc以上、以下重機) 高速道路走 行の解禁について | 自動車 | 2019 | A- | | |
| 22 | 保育園バス(幼兒園幼童専用車輛)のリース解禁について | 合弁会社 | 2021 | С | | |

4.2024年「白書」要望事項一覧表

| 番 | 亚相字位 — — | 49.00 | 提案 2023年度 | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
|----|--|-----------------|-------------|-------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 番号 | 要望事項テーマ | 提案部会 | 開始年 | 部会評価 | 章 | 項 |
| 23 | 指定たばこ製品に関するオープンで透明性のある公正 な許認可および審査プロセスの担保について | 食料物資 | 2014 | В | | |
| 24 | Risk Sharing Agreementの交渉プロセスの最適化につ いて (MEA/PVA/Budget capを含む) | 医薬品 | 2008 | В | | |
| 25 | HTR関連規則の策定・改善と、利害関係者との十分な協議の実施について | 医療機器 | 2008 | A- | | (3) |
| 26 | 銀行が財団法人聯合徴信センター (以下、JCIC: Joint Credit Information Center) を通じて取得した顧客のデリバティブ取引情報の国外伝送の許容について | 2023 A- 金融財務 | 1. 制度充実化 | 透明かつ柔軟 性のある規制 の運用 | | |
| 27 | 台湾に拠点を有する外国金融機関が行う信用状審査業 務等の銀行事務の海外拠点やグループ会社等への委託 許容について | | 2024 | | | |
| 28 | 台湾専利法への間接侵害制度の導入について | | 2010 | В | | |
| 29 | 審判制度改革の推進について | 和別 安貝云 | 2019 | В | | |
| 30 | 労働基準法第35条の休憩時間付与方式の変更について | 運輸観光 | 2020 | С | | |
| 31 | 時季変更権の明確化について |)) | 2023 | С | 2. | (1) |
| 32 | 従業員の時間外勤務規制の緩和措置について | 電機電子 | 2024 | | 投資環境整 | 「5欠」の解 |
| 33 | 外国人労働者(外労)の採用枠上限の拡大について | 高雄支部 | 2022 | С | 備 | 消 |
| 34 | 外国人の新制度退職金制度への加入について | 電機電子 | 2024 | | | |
| 35 | 運輸部門における「環境保全代替エネルギー」推進に ついて | 自動車 | 2023 | С | | |
| 36 | 洋上風力案件時の漁業従事者向け補償金について | エネルギー | 2020 | A- | 3. 連携強化 (産業) | (1) 事業機会の拡 大、新産業の 発展 |
| 37 | 関連機材の港湾保管場所の確保支援について | | 2021 | A- | | |
| 38 | 洋上風力事業者に対する電力リザーブ・マージン要求 について | | 2022 | A- | | |
| 39 | Electricity Business License (電業營業執照) 取得前に 再生可能エネルギー発電事業者が売電する仕組みおよ びタイミングについて (現金受領、T-RECの発行および 譲渡を含む) | | 2023 | С | | |
| 40 | 再生可能エネルギー事業開発の完工期限見直しについて | | 2023 | В | | |
| 41 | FIT制度におけるAC容量認定について | | 2024 | | | |
| 42 | 太陽光:電業登記原則で規定する「自有資金」への資本性劣後ローン組み入れ | | 2024 | | | |
| 43 | "健康台湾"のビジョンを達成するために、医療制度 に十分な資源を投入する | | 2008 | С | | |
| 44 | 患者アクセス向上のための医薬品政策改革について | 医療機器 | 2008 | С | | |

計 44 項目 ・ 継続 30 項目 ・ 2024新規 14 項目

5.2024年要望事項

【1】1. 制度充実化の

(1)経済連携協定締結、関税・非関税障壁の解消

テーマ 1 5県産食品に対する輸入規制緩和後における台湾側の措置改善について(継続事項)

要望事項 東日本大震災以降、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県などで生産・加工された食品に対して輸入規制を受けていたが、2022年2月に輸入規制措置が緩和された。

しかし、輸入規制緩和を受けた後についても、台湾の衛生福利部は放射線残留が100ベクレルを下回れば輸入できると公表しているにも関わらず、実際は2016年立法院の決議結果に沿って残留が検出された場合は「道徳的勧告」により、廃棄またはシップバックの指導を行っており、100ベクレル以下でも残留が検出されれば台湾に輸出することはできない。このやり方はWTOのルールにも違反をしている。そのため、「道徳的勧告」ではなく、台湾政府としての基準を明確に示していただくとともに、100ベクレル以下の基準であればその基準に沿って輸入手続きを行っていただきたい。

補充説明 2023年の白書でも要望させていただいたが、台湾政府からの回答は下記のとおりである。台湾の衛生福利部は放射線残留が100ベクレルを下回れば輸入できると公表しているにも関わらず、「道徳的勧告」という判定基準が不明確なままである。WTOのルールに則り、台湾政府として対応いただきたいため、2024年も継続して要望したい。

(政府回答) ※衛生福利部

- 1. 目下の進度及び将来の計画
- (1)当部食品薬物管理署は、2014年12月3日付の立法院第8回第6会期第10回会議 における付帯決議事項及び当部2015年2月12日付部授食字第1041300482号 書簡に基づき、輸入された日本の食品から微量の放射性降下物や放射能汚染が 検出された場合、シップバックを勧める道徳的勧告を行い、かつその情報を開 示するようにしている。ただし、その輸入を制限してはいない。
- (2)政策とリスクの変更がない限り、当部食品薬物管理署は水際検査によりこれまでの規制措置を執行し続け、日本食品の放射線量を監視し、国民の輸入食品に対する信頼を維持していく。

(運輸観光部会)

テーマ2 台湾食品添加物規制の国際的に見た整合性確保と、規制及び審査プ ロセスの改善について(継続事項)

台湾における食品添加物法規である「食品添加物使用範圍及限量暨規格標準」 要望事項 の見直し及び台湾の単体食品添加物のポジティブリストと主要な貿易相手国のリ ストとの一体性、整合性の確保、あわせて食品添加物規制とその審査プロセスの 改善を要望する。

> それによって食品の輸出入促進、ひいては台湾消費者の多様な選択への貢献に つながると考える。

- 補充説明 ・台湾は単体食品添加物の主要な製造国ではなく、台湾の食品製造業者が使用す る食品添加物の大よそ90%程度は輸入品となっている。
 - ・台湾における食品添加物のポジティブリストは台湾に通常輸入されている或い は台湾において製造されている食品に必要とされるものが主となっている。
 - 一方、国際的には各国政府の単体食品添加物のリストへの追加方法は、希望 する製造業者が自ら申請する以外に各国が定期的にCodex或いはJECFAに追 加リスト入りした添加物を主体的に追加すると共に、定期的に国際的な整合状 況を確認し、整合性を確保している。台湾においても同様の管理を要請したい。
 - ・例を挙げると、国際的には多くの国で「減塩」「減ナトリウム」が進められて おり、食品業者向けのガイドライン等制定の動きも広まってきている。このた め、多くの食品輸入業者或いは食品製造業者が「減塩」「減ナトリウム」食品 の輸入や製造を行う動きが増加しているが、国際的にこれらの製品に広く使用 されている単体食品添加物(Codex, EU、アメリカ、日本等で以前より使用可 能になっているもの)が台湾においては使用できない状況となっている。(例え ばCalcium di-L-Glutamateなど)
 - ・また台湾における食品添加物の規制に関しては、国際的に見ても、対象物質が 非常に多く、検出値設定などで数値が厳格で、かつ測定不能なものも存在して いる。加えてその審査プロセスにおいても、不明瞭で変更点も多く、原材料及 び商品輸入において、多大な労力や時間を要するケースが頻発している。事業 者が適切にその基準を遵守できるように、明確かつ透明性があり、公正なもの となることを要請する。

(食料物資部会)

テーマ3 自動車部品輸入関税の引き下げ政策について(継続事項)

要望事項 ●具体的な要望内容:

2019年度自動車部品の輸入関税税率引き下げにつき、法改正案の作成・審議頂いたものの時間切れで法制化に到らなかった。

2020年度は審議頂いたものの、関税引き下げ効果につき "車両価格の引き下げ、従業員の補償に関する承諾書が必要"との政府見解に対し国産各社では対応困難であり本件の進捗は大きく後退した。

"関税引き下げ効果につき車両価格引き下げ、従業員の補償に関する承諾書が必要"などの政府の主張であるが、他国ではこの様な事例はなく国際的な競争力強化の動きに反しているものと考える。

関税引き下げ効果は、車両価格・従業員補償などに限定される訳ではなく投資・営業活動など状況に応じ各社で使途は決定されるべきものであり自動車産業の発展・活性化の観点(この事に伴う税収増加)からも早急な対応をお願いしたい。

尚、21年10月25日経済部による"CPTPP加入による産業コミュニケーション"の中で、9項目の輸入関税引下げについてCPTPP加入を待たずに引き下げを優先する事を車公会より回答済。

●要望理由:

- 1. 現在の自動車部品の輸入関税は、完成車が17.5%に対して部品が17.5~ 15%の品目が多数存在し税率差もほぼない。
- 2. 完成車輸入関税に比べ高止まりしている自動車部品の輸入関税の引き下げを行い、国内自動車産業の活性化・発展のためにご検討をお願いしたい。

補充説明 ●関税率の高い部品例

| 国名 | 完成車輸入関税 (A) | エンジン輸入関税 (B) | 差異(A)— (B) |
|--------|-------------|--------------|------------|
| 台湾 | 17.5% | 17.5% | 0% |
| インドネシア | 50% | 10% | 40% |
| タイ | 40%~80% | 10% | 30%~70% |
| マレーシア | 30% | 10% | 20% |
| フィリピン | 15%~30% | Max. 10% | 5%~20% |

(自動車部会)

テーマ4 一部カメラ商品に課せられている物品税の見直しについて

要望事項 1946年から贅沢税のコンセプトで徴収が始まった物品税は過去にも徴収項目が見直されているが、今日でも物品税が課せられている一部のカメラ(一例: PXW-Z280, PXW-Z190, PXW-Z90等のカムコーダーに13%) についても見直しいただきたい。

カメラに関して物品税が課せられているのは世界中で台湾のみかと思われる (提案者調査による)。多くの国で発展が著しい映像産業において専門のカメラは 必要不可欠であるが、物品税の徴収によって制作コストが増加し、台湾の文化産 業の発展にとっても間接的に不利な影響を与えている。

関係者の中にはコストを節約するために海外にて購入するケースや並行輸入 品を購入するケースも少なくなく、台湾のステークホルダー(政府、メーカー、 ディーラー等)にとって不利なばかりか、ユーザーが国内でのアフターサービス を十分に享受できないなどの問題も発生している。

補充説明 エアコン等の白物家電にも物品税が課せられているが、購買時に消費者へのエコ補助金などもあり還元するメカニズムが存在する。一方、カメラにはこのようなメカニズムはなく規模的にも現実的ではないため、物品税そのものの廃止が妥当と思われる。

(電機電子部会)

テーマ5 日本酒、焼酎などの酒類の関税率引き下げについて(継続事項)

要望事項 酒類関税において、ウィスキー/ビール (0%)、ワイン (10%) 等と比較して、 日本酒 (20%)、焼酎 (40%) の関税率は非常に高くなっている。

台湾には、日本各地を訪れ、その土地固有のそれら酒類を嗜んだ経験を持つ人や日本の飲食文化を理解し、好む人も多いことから、該当カテゴリーの市場価格が適正となりさえすれば、より多くの人の購買が喚起され、関税収入減を上回る営業税、酒税及び営利事業所税の収入増も期待できると考える。従って、日本酒、焼酎などの関税率の引き下げを要望する。

補充説明 2019年には日本酒の関税は下げられたが、依然として日本酒、焼酎については関税が高率であり、市場価格も高く設定せざるを得ないため、十分な市場競争力を持ち得ず、市場拡大や売上増に繋げられていないと判断する。

また、日本酒及び焼酎等の酒類の原料であるお米が、台湾の主な農産物であり、 過度な関税率の引き下げは台湾産の関連製品の市場シェアを下げ、政府所有食糧 の販売に影響する懸念は理解するが、現状の関税率は他のアルコールと比較して も突出して高いと言わざるを得ないと考えている。

(食料物資部会)

テーマ6 琉球泡盛の関税率引き下げについて(継続事項)

2019年7月26日に穀物酒(主に清酒)の関税率を40%から20%に引き下げられ 要望事項 たが、琉球泡盛を含む蒸留酒は依然として40%の関税率となっている。

> 昨年度には、台湾政府農業部及び財政部より、関税率引き下げの要望の際には 日本と台湾間の自由貿易協定、経済連携協定等の更なる進展が必要とのことで回 答をいただいている。

> 日台双方の経済連携協定等の進捗を踏まえながらということではあるが、議論 の進展に繋がるよう、引き続き関税率の引き下げについて要望してまいりたい。

補充説明 無し。

(運輸観光部会)

テーマ7 セルフメディケーション推進に向けて—OTC医薬品の上市障壁緩和 について(継続事項)

要望事項 1. JPE, JPCを日本薬局方と同様に薬局方として扱うことの要望

2. 特定成分含有以外のOTC製剤不純物試験の免除

- 補充説明 1. 日本では日本薬局方以外に、「日本藥局方外医藥品規格(JPC)」及び「日本 医薬品添加物規格 (JPE) 」もAPI (原薬) 或いは賦形剤の試験規格として承 認している。TFDAは中華民國109年2月5日FDA藥字第1080037304號発 布した公文にJPCおよびJPEは今までのように薬局方同様とみなすと述べて いる。しかし、実際は日本以外の9大先進国の薬局方に記載がないと承認さ れないのが実情である。日本のAPIメーカーに他国の薬局方に従って試験法 及び試験規格を要求するのは非常に困難である。従って、製剤のAPI使用に 障害は生ずる。
 - 2. 医療用医薬品と異なりOTC医薬品は複数の有効成分を含有していることが ほとんどである。製剤の不純物試験は各API(原薬)をそれぞれ分離しなけ

れば不純物の確認ができず、薬局方にも試験規格がないため、新たな試験法の開発が必要となる。試験方法を新たに開発するにあたり、複合製剤ということに加えてアジア諸国ではOTC医薬品に生薬を配合することが多いため、膨大な開発費用および時間をかけても実際に試験方法の開発ができる保証はない。特定成分において不純物試験が行われることを除いて、ICH(医薬品規制調和国際会議)においても新有効成分含有医薬品のみが不純物試験が求められることなっている。そのためOTC医薬品の不純物試験免除の再検討を要望する。

(医薬品医療機器部会)

【2】1. 制度充実化の (2) 相互に進出・投資しやすい制度の整備

- テーマ 8 民間が設置する機械式あるいは一般自走式駐車場のEV/PHV用充電 施設向け助成制度の創設による充電インフラの整備推進について (継続事項)
- **要望事項** 民間が新たに設置する機械式駐車設備や一般の自走式駐車場の電気自動車また はプラグインハイブリッド車向けの充電設備に対する助成制度を、地方行政に任 せるのではなく政府が主体となって創設し、充電インフラの整備を推進していた だきたい。
- **補充説明** 本テーマについては、交通部を中心に、台湾政府の各関係部門が連携して、以 下取り組んでいただいていることに対し、大いに評価している。
 - ①交通部より、2023年~2024年の2年間で9.7億NTDの予算を組んで公共交通の 重要なところに充電スタンドの設置を進めている。また、入札に当たっては民 間企業も入札に参加できるようにしている。
 - ②内政部より、新築案件には充電インフラが必要である旨を盛り込み済だが、既 設案件は2019年以前のものだと関係者が複数発生し、設置が困難。まずは関 連法規の整備が必要。

ただし、我々が希望している「補助金の制定」の対象は、公共施設の駐車場だけではなく、自宅(集合住宅含む)向けの充電設備設置向けであるため、前述①、

②の通り具体的に設置を進めていただいているものの、未だ検討が残っている状況であると理解する。引き続き本テーマについて、更なる具体的な補助金制度の明確化を希望する。

【ご参考】

(1)日本においては、「一般社団法人 次世代自動車振興センター」が主体となって、民間建築物の駐車場(機械式又は自走式、新築又は改修を問わず) EV充電設備の導入に対して助成制度がある。

(http://www.cev-pc.or.jp/english/)

(2)台湾の駐車場運営管理事業者から機械式駐車設備へのEV充電機能搭載に関する問い合わせや要望を複数いただいている。

(一般機械部会)

テーマ9 政府承認プロセスについて

要望事項 経済部商業發展署(以下、「主管機関」とする)による企業変更登録事案の審 査と承認手続きの順序について

- 1. 主管機関は明確に述べているが、会社の変更登記申請の審査と承認の順序は、申請が提出された時間順に従う必要がある。つまり、最初に申請があったものから順に審査され、変更登記が公示された時間を正確に反映するためである。
- 2. しかし、前の変更登記申請が様々な理由で遅れた場合、後続の全ての変更登記申請が停滞することになる。
- 3. 後続の申請がある場合、会社の役員や監査役、あるいは会長の変更がある場合、これらが主管機関からの承認を受けず、会社登記のウェブサイトで適切に公示されないことになる。これにより、元の役員や監査役、または会長(たとえその職を辞していても)は依然として第三者に責任を負うことになる。また、新たに任命された役員、監査役、および会長も会社登記の公示サイトに反映されないことになる。これにより、実態と公示が一致しない状況が生じる。
- 4. さらに、会社が他の台湾の主管機関に申請を提出したり、銀行とのやり取りが必要な場合、「関係者」として知られる相手が、新たに任命された会長の責任者の印章を受け入れず、元の会長の印章のみを受け入れる場合がよくある。このため、正確な会長の印章を使用しても、申請をスムーズに行うことができず、関連する活動が中断される可能性がある。

5. したがって、主管機関に対して、審査の順序を調整し、適切な柔軟性を与えることを提案する。つまり、審査中で遅れている変更申請が後続の「無関係な」変更申請の審査進行を妨げたり影響したりしてはならず、その申請の性質を考慮して優先的に審査されるべきである。これにより、会社が「法的に申請を提出しているが、時期通りに変更登記を行うことができず、自己のリスクを負わなければならない」という不利な状況に長期間置かれることが避けられる。

補充説明 無し。

(エネルギー部会)

テーマ10 電子署名の公的文書利用拡大について(継続事項)

要望事項 世界的に電子署名の活用が進んでいる中、台湾では各行政機関において電子署名の適用排除となっているものが多く、電子署名利用に際しては都度、その利用可否を確認する必要があり、結果として電子署名の利用が大きく妨げられている。

従い、各行政機関における電子署名の適用排除を削減して頂きたい。

補充説明 2023年度提案の背景は次の通り。

「電子署名は、契約締結の時間削減、及びペーパレス化に有効であることから、 世界的に利用が拡大している。台湾でも電子署名法に基づき電子署名の利用が法 的には認められている。

他方、電子署名法第4条第3項、及び第9条第2項において、各行政機関がその 裁量権により特定の文書に対して本法の適用を排除することができるとしている ほか、その排除対象も随時変動しており、電子署名を利用する際には都度その有 効性を確認する必要がある。

このような行政機関における電子署名の適用排除が電子署名利用の大きな妨げになっていることから、この適用排除を大幅に削減し、電子署名の活用の促進につなげて頂きたい。」

これに対する部会評価として以下の理由で「A-」とした。

「この1年間で、電子署名法適用排除項目が減少したことや電子署名法改正案が提出されたこと評価に値するも、改正法施行後に適用排除項目が期待通り減少するか継続注視要」

政府の回答として「今回の法改正案は、行政機関が電子署名法の適用を排除する状況が減ることを希望するものであるが、システム交換、管轄する法律の改正を要する機関があるのを考量すると、一斉に行うことが比較的に困難であるので、3年の猶予を与えている。」としていること、適用排除の項目総数についても、2022年8月27日以前は合計2,268項目であったものが2023年10月現在で合計2,135項目となり、133項目が減らされた状況であることから、継続案件として状況を注視したいもの。

(商社部会)

<u>テーマ11 台湾からの毒劇物輸出に際してのExport License (E/L) 手続き簡素</u> 化について

要望事項 毒劇物指定の「青化物(青化ソーダ、青化カリ)」を、台湾から日本へ輸出する際に必要となる台湾のE/L申請プロセスが他国に比して厳格かつ煩雑である。 日本で事前に準備する書類整備に非常に手間と労力が掛かることとなるため、台湾品の日本向け需要が高まるなか同プロセス簡素化を要請するもの。

- ・現在:末端顧客ごとに数量・CIF価格を特定した「WRITTEN ASSURANCE OF END USES」が必要
- ・要望:「WRITTEN ASSURANCE OF END USES」を不要とすること
- 補充説明
- ・「青化ソーダ」の日本需要は年間約3,000トン。現在は自国産のみで製造・供給が賄われている。但し同製造社は事実上日本に1社のみであり同社の事業撤退方針からその製造・供給は24年度末で終了(予定)、以降は輸入品への置換えが必須の状況。
 - ・日本のサプライチェーン寸断回避を目的に輸入品の安定供給体制を構築してい く必要がある。
 - ・台湾品輸出を促進させ、日台経済友好も図りながら、日本のサプライチェーン 寸断回避を図ることを目的として、本案を提案するもの。
- ⇒添付資料:日本曹達プレスリリース_20240308

(化学品部会)

【3】1. 制度充実化の

(3) 透明かつ柔軟性のある規制の運用

テーマ12 昇降機の遠隔技術基準設定及び点検保守制度の見直しについて(継 続事項)

要望事項 労働人口の減少に伴い、作業の省力化・効率化は各産業分野における重要課題である。昇降機業界も同様に遠隔技術の導入を推進し、機器による常時監視・自動点検等の利点を用いて現行の現場点検を補完し、昇降機の安全・品質を向上するとともに、人手に対する依存度を低減するなど、市民・社会・経済の三者一体となった利益に繋がる方策の検討・推進をお願いしたい。

現状、業界では上述の考え方に基づき、市場のニーズに合わせた遠隔監視・点検システムの開発・販売を開始しているが、遠隔技術に関する法整備および標準規格の明確な指針等が無いことから、昇降機設備管理者を始め一般使用者や消費者は遠隔技術商品の理解及び使用にあたり、良し悪しの判断がし難く普及するに至っていない。政府側対応では2021年以降「遠隔監視制御技術の応用推進計画」等を策定し、技術ハンドブックの草案を作成したが、オフィシャルな認定に至っておらず今後の計画も不明なままである。

特に、遠隔点検の基準設定は、現在の月1回の作業者による現場点検を補強し 昇降機の安全性をより高めるとともに、予防保全により点検作業を効率化できる ため、今後の労働力不足という社会課題に対する一つの解決策としても有効であ ると考える。

さらに2022年には、経済部標準検験局により《建築物昇降設備(電梯)資安檢 測技術規範》が公表され、情報セキュリティに対して制限が設けられたことから、 今後、確実なセキュリティ対策を講じた上で昇降機の遠隔技術(監視、点検、操 作等)の運用を可能とすべく、ベンチマークなどを通じて何らかの基準を整備し、 遠隔技術に関するシステム化要件の明確化を進めていただきたい。

以上のことから情報セキュリティを含めた遠隔技術(監視、点検、操作等)のシステム化要件定義と基準設定に関する現在の検討状況、及び今後の点検保守制度見直しについての考え方とスケジュールを開示していただきたい。

補充説明 1. 昇降機遠隔監視システム導入の理由

- (1)台湾の少子高齢化問題を背景に保守・点検に必要な人材の確保が難しくなっているため、昇降機を利用する人々の安全を確保するためには、人の力で十分できない項目は遠隔監視システム技術を活用した対応が求められる。
- (2)昇降機遠隔監視システムを普及させることができれば、遠隔で運転状況詳細を確認でき、故障時の自動通報だけでなく事前に故障を防ぐことも可能となり、ダウンタイムの削減は利用者の不便低減に寄与するものである。
- (3)昇降機の遠隔状況確認や再起動、閉じ込め時のテレビ通話機能等、遠隔監視システムで実現できる機能は、地震の多い日本でも必須のものであり、ここ台湾においても昇降機利用者の安全・安心につながるものと確信している。

2. 近隣国/地域の概況

(1)日本:昇降機の遠隔監視は1981年に市場に導入され既に40年以上が経過しその過程で遠隔技術(監視・点検・操作)が発展。なお、人による保守点検は平成28年国交省指針にて旧指針の「概ね1カ月以内」から新指針の「定期的に」に変更され、現在は一般的に3ヶ月毎に実施されている。

(2)中国:中央法規は昇降機に遠隔監視設備を設置することを前提に遠隔監視 を認めている。また、一線・二線都市では人による保守点検頻度 を自由に設定することが可能である。

(3)韓国:昇降機の遠隔監視設備が設置され、且つ竣工後15年以内は人による保守点検は2ヶ月に1回とすることが認められた。

(4)香港:香港政府による遠隔監視システムの実験運用が開始された。

(電機電子部会)

テーマ13 台湾の公共工事における主要人員の資格緩和について

要望事項 【要望】

公共工事において必ず登録しなければならない主要人員(計画經理、工地工程師、品管工程師など)に、受注企業の100%子会社の正式社員も登録できるようにしていただきたい。

【理由】

昨今の日本の企業は現地における履行機能を持株会社化、或いは経営・総務系を残しコアビジネス含めて分社化していく傾向にある。しかし台湾の公共工事の入札において、分社化した組織は別会社と見做される為に、専門性を持っている人材がいるにも拘わらず、主要人員として登録が出来ない。100%子会社の人材を親会社同様の人材として認定頂ける制度を導入頂きたい。

補充説明 日本企業100%子会社が、入札要件にある履行実績を会社として保有していないため受注資格が無く、その結果、実績を持つ日本本社あるいは台湾における支店(同一法人とみなされる)にて応札しなくてはならない。

履行能力は100%子会社の人材が保有しているため、実務を担ってもらいたいが、公共工事、特に、E&M (Electrical & Mechanical) パッケージにおいて「計畫經理須為承包商之正式員工且服務該公司年資滿5年以上」「工地工程師須為承包商之正式員工」のような条件があり、これは以下の法律に基づくもので100%子会社では対応できない状況にある。

- ·政府採購法 第65條 得標廠商應自行履行工程、勞務契約,不得轉包。前項所稱轉包,指將原契約 中應自行履行之全部或其主要部分,由其他廠商代為履行。
- ·政府採購法施行細則 第87條 本法第六十五條第二項所稱主要部分,指下列情形之一:
 - 一、招標文件標示為主要部分者。
 - 二、招標文件標示或依其他法規規定應由得標廠商自行履行之部分。

(電機電子部会)

テーマ14 台湾の公共工事における人員単価の見直しについて

要望事項 【要望】

公共工事において必ず登録しなければならない品質管理および職業安全衛生に 関する人員費につき適正な価格での予算見直しを実施いただきたい。

【理由】

予算編成時点から、人員単価が一般的に雇用できる人員費用より低いため、基準賃金及び残業代に加え現地派遣にて生じる各手当、福利厚生、保険や年金等費

用を考慮すると不足である。また、特に大型案件においてプロジェクトは5年以上継続するものが多く、ベースアップも考慮しなければならないが、それを吸収することも難しい状況である。

補充説明 【参考】2024年度受注契約単価と実績との差異:契約単価比25~40%の超過

品質管理人員、職業安全衛生人員はそれぞれ国家資格を持っていなければならず、また案件によっては専任登録が必要であることから、極端な売り手市場にあり給与他金銭的条件が上がり続けている。

(電機電子部会)

テーマ15 HFC管理法草案第2フェーズ (2029年以降) 施行に向けた要望

- 要望事項 昨年12月に環境部大気環境司より、温室ガスHFC管理法草案が公表された。これにより、台湾における地球温暖化対策の取り組みが加速されると期待する。管理法草案によれば、2028年までの第1フェーズでHFCの消費量を管理し、2029年以降の第2フェーズでHFCの削減目標達成を図るが、第2フェーズの詳細は未公表である。目標達成のためには、業界・企業の理解と前広な準備が必要であるため、下記を要望する。
 - 1. 第2フェーズ詳細案の前広な公表とパブリックコメントの募集 各業界・企業の法対応への準備には3~4年を要するため、草案は24年中 に公表し、パブリックコメントを募集していただきたい。
 - 2. 第2フェーズ管理対象の品目・時期等の明確化

第1フェーズはHFC自体の輸出入と製造、及びHFCを内蔵した製品の製造が管理対象で、HFCを内蔵した製品の輸出入は管理対象外と理解しているが、今後第1フェーズ、または第2フェーズにおいてHFC内蔵製品の輸出入まで管理対象とするのか否か、対象とする場合はその品目や時期を明確にしていただきたい。

補充説明 無し。

(電機電子部会)

<u>テーマ16 IEC規格 (IEC60335-2-40) のエディションアップ (Ed.7) について (継続事項)</u>

要望事項 SDGs、ESG、CSRが叫ばれる中、R32冷媒の業務用用途への適用を望む声が

日々、増している。しかしながら、現時点、台湾のIEC規格 (IEC60335-2-40) は、『edition5 (2013)』であり、R32冷媒の業務用大型空調設備への採用に対 し、障害となっている。

より、環境にやさしく、省エネが図れる、R32冷媒への転換は、台湾政府が推 進するエネルギー政策、環境配慮に寄与し、消費者にもメリットがあることとな るので、早期に『edition7(2022)』へのエディションアップをお願いする。 2023年の回答で『Edition6 (2018) 』が2019年10月に既に公布されていたこと が分かった。しかしながら、中華民国電器商業同業組合連合会の意向もあり実施 が伸ばされており、実施時期が2028年以降となる見込みであることを知った。

一方で、経済部 (標準検験局) からの回答では、『新規の基準に係る全項目試 験の特別申請が可能』とのコメントもあり、この点についてもう少し詳しく知り たく、引き続きご検討をお願いする。

また、温室効果ガスの削減を目指す環境部氣候變遷署のご意見もお伺いしたい。

- 補充説明 ・欧州、日本、アジアオセアニアの何か国では既にedition7が採用されており、 大型業務用空調機においてもR32冷媒機が販売を予定されている。
 - ・米国においても2024年からedition7へ更新との見込み
 - ・アジアではシンガポールがedition7を採用
 - ・オセアニアではオーストラリア、ニュージーランドがedition7を採用
 - ・環境への関心が高い国ほどいち早くより最新版を採用し、その効果を取り入れ ている状況となる。
 - ⇒添付資料:IEC規格editionによる主な違いと各国の状況

(建設部会)

テーマ17 洋上風力市場に於ける国産化要求と今後の案件開発計画について (継続事項)

要望事項 台湾政府はこれまで、2025年まで運開予定の案件に対して「第1段階」「第2 段階」と称した入札を経て開発権を付与し、現在2026年以降に運開予定の案件 を「第3段階」として計画しているが、以下の点を要望する。

> - 「第2段階」で承認された国産化計画の履行状況を踏まえ、産業界のサプライ チェーンの整備状況をより反映した「第3段階」の現実的な国産化要求をお願

いしたい。又、「第3段階」については技術が発展する(e.g.浮体式の採用、風車の大型化)ことを考慮し、これら新技術を踏まえて台湾産業界の生産能力を正確に反映した国産化要求を策定いただきたい。

補充説明 【短期、中期の提案】産業連関政策を市場メカニズムに戻す

特定の国内化プロジェクトにおける製造業者の選択肢が限られており、ネット接続のタイミングが近い場合、競合他社と同じ製造業者と競合する必要がある。製造業者が十分な生産能力を持っているかどうか、また、スケジュールが詰まっている効果があるかどうかを考慮する必要がある。さらに、能力証明を取得するのが困難であるか、または時間がかかりすぎる場合、適切な代替案を適時に計画できないリスクがある。これらの要因は、開発業者がネット接続を期限通りに、または品質通りに実施できないリスクを引き起こす可能性がある。産業連関政策が市場メカニズムに戻るよう要請し、産業競争力を向上させることを提案する。

【長期的な提案】国内化退場メカニズム

政府が国内産業を育成する方針は良好。第二段階の潜在的な風力発電場所が次々と完成し、第三段階のブロック開発が進行中であり、国内のサプライヤーの生産能力と技術が徐々に成熟している。政府には、段階的な国内化退場メカニズムを計画し、国内の洋上風力発電市場を自由化し、既に確立された国際競争力を通じて、台湾が洋上風力発電の輸出中心地となる目標を達成するよう推進することを提案する。

(エネルギー部会)

<u>テーマ18</u> 台湾の洋上風力事業において中国製のTIV (Turbine Installation Vessel、風力タービン設置船) や落管式抛石船 (Fall pipe vessel) の 使用許可について

要望事項 風力タービン基礎設置船 (TIV) や落管式抛石船 (Fall pipe vessel) は現在、台湾籍の船舶がないし、近い将来に造船計画もない。この状況では、洋上風力の開発に先進的な欧州籍の船舶を使用するか、あるいは中国製の船舶を選択するしかない。その際、中国製の船舶を使用する場合、必要な「国家安全連合審査」の手続きが非常に複雑である。例えば、現在審査中の中国製抛石船La Boudeuseは当該開発事業の品質と工期にとって非常に重要であるが、過去の例から見ると、関連審査は半年以上かかる可能性があり、工期の延滞が発生する恐れがある。また、

過去には中国製の船舶を許可した例はわずか1件であるという情報がある。市場占有率が50%以上の中国製(または中国籍)の船舶を使用できない場合、船舶使用料が大幅に上昇する可能性があり、さらに工程が予定通り進行できなくなり、開発事業に計りきれない損失をもたらすことになる。このような状況が改善されずに続けば、台湾の洋上風力産業の発展に非常に不利な影響を及ぼす恐れがある。したがって、TIVや落管式抛石船を中国製の船舶を使用する必要がある場合、政府の「国家安全連合審査」はより実用的で適切な審査方法を採用するよう要請する。

補充説明

- 1. ヨーロッパの洋上風力産業の発展は、成熟したサプライチェーンと風力タービンの大型化により、持続的な発電コストの低減が実現されている。政府は台湾をアジア太平洋地域の洋上風力発電産業の製造拠点に育てる計画を発表したが、この実現には風力タービンの大型化に対応する必要がある。台湾船舶海洋工程公司(CDWE)は、大型浮体式クレーン船(Main Installation Vessel、MIV)である「環海翡翠輪(Green Jade)」の建造を完了し、2023年および2024年に実際に風力発電所で水中基礎設置作業を行った。一方で、風力タービン基礎に防食保護工法を施すための落石船や、大型風力タービンを設置するための台湾製のTIVに関する造船計画は進んでおらず、アジア太平洋地域内の落石船や大型TIVの造船能力と競争力を考えると、実際の状況は中国製の外国籍の落石船やTIVの使用が必要であることを示している。国家安全のための跨省連絡会合による煩雑な許可手続きは実際には制約となっており、事業開発の大幅な遅延を引き起こす可能性がある。
 - 2. 将来、経済部と交通部が国家安全のための跨省連絡会合による煩雑な許可手続きを簡素化し、加速化し、申請に対して合理的な判断を行い、迅速に承認することを強く希望する。
- 注:現在の実施上、経済部などへの申請において台湾籍の船舶または中国籍以外 の外国籍船舶が存在する場合、国家安全委員会に再度許可を申請する必要が あるため、建設プロジェクトに対する影響が大きい場合、緊急で必要な場合 でも、より簡便で迅速な手続きの実施を懇願する。

(エネルギー部会)

テーマ19 国内無産製証明の発行について

要望事項 海關進口稅則第84章增註13に基き、経済部に国内無産製証明を申請した際に は、同章に属し、台湾で製造されていないことが確かな品目であれば、国内無産 製証明の発行を行っていただきたい。

発行申請を却下するのであれば、書面にて判断基準を示し、透明な審査を行ってほしい。

補充説明 海關進口稅則第84章增註13(以下「同規定」)によれば、同章に属し国内で製造されていない機械設備を輸入した場合は、経済部の認可を経て、免税となる。 (原文:【前略】經經濟部核准,輸入屬本章且國內未製造之機器設備【中略】者免稅。)

(https://portal.sw.nat.gov.tw/APGQ/GC411!goToRemark?chapterNo=16084)

ところが、同規定に基づき経済部に「国内無産製証明」の発行を依頼した際、同税則84章に属し、台湾国内で製造されていない品目であっても、「部品(零件)であり、機器ではない」との理由で却下された例がある。

同税則84章は「核子反應器、鍋爐、機器及機械用具;及其零件」に関する章で、中には「零件」に関する項もあるが、当該品目は別の項に属していた。

具体的には、申請対象は特殊なバルブであった。同税則84章8481節はバルブ等が属する章節であり、8481.90に零件の項があるにもかかわらず、その項でなく8481.30逆止弁(止回閥)に属する当該品目が、零件であるとして国内無産製証明の申請が却下された。

その結果、その他のバルブについての申請を見送ることになり、期待していた 免税措置が享受できず、コスト増につながってしまった。

そもそも、同規定には零件は免税措置の対象外とは書かれておらず、また機器と零件の定義も述べられていない。

台湾での工場建設のために、台湾で製造されていない高度な機材を免税で輸入することは、当該工場および台湾産業の品質向上、競争力強化に資することになる。台湾で製造されていないので、輸入品が台湾製品の市場を奪う問題もない。機器とか零件という分類にこだわるのでなく、台湾で製造されていないという本質に基づいた審査をお願いしたい。

それでも、機器設備と零件の差を問題とするのであれば、両者の定義を書面で示し、透明な審査を行っていただきたい。

(エネルギー部会)

テーマ20 太陽光:電業主任技術員の要件緩和について

要望事項 電業主任技術員任用規則において、発電業者は一名の主任技術員「専任」する こととあり、主任技術員の他発電事業との兼任或いは外部委託は認められないと いう理解。

太陽光発電施設の増加に伴う専門人材の不足と遠隔監視制御といった新たなテクノロジーの実装が進んでいるといった背景を踏まえ、従来の一発電事業者につき電気主任技術員一名を選任(兼任等不可)から、兼任或いは外部委託等が可能となるような制度への転換を要望する。

補充説明 無し。

(エネルギー部会)

テーマ21 大型二輪車(排気量251cc以上、以下重機)高速道路走行の解禁について(継続事項)

要望事項 法令順守・交通安全教育(歩行者、自転車、二輪車、四輪車、大型トラック等) による違反抑制と交通事故低減の活動を通じ、大型二輪車の高速道路解禁を実現、 台湾道路網の効率的運用を推進する。

補充説明 ▶歩行者の安全意識向上:

日本では小学校から長期休暇前の交通安全教育をすることで、歩行者の交通 安全意識を高めている。台湾においても、小学生から大学生までを対象に交通 安全教育を行う事で、歩行者・自転車から二輪車・四輪車や大型トラックまで 安全意識を変え、事故率低下の実現が可能。

▶罰則規定の厳罰化と取締まり強化:

台湾国民の80%が、右側通行等、交通ルールを認知している。違反や事故を 起こしたドライバーに対し、累積点数に応じ車両の利用を制限することで、自 分の行為を振り返り、交通安全意識を高める。

▶大型二輪車の高速道路通行を解禁、交通環境を変え、道路網の効率化と事故率の低減を図る:

大型二輪車の高速道路通行解禁により、道路網の効率向上と事故率低減が可能。

例:2020.06に南横/蘇花間のトンネル、および16の快速道路が大型二輪車に 開放され、開放前に比べ大型二輪車とスクーターの事故率が大幅に低下。

大型二輪車の高速道路通行解禁は、道路網の効率化のみでなく、道路利用マナーの変化につながり、事故率の低減につながる。

▶グローバル水準との整合=国民の権利と利益の確保:

- ①グローバル水準との整合:世界の9割以上の国で大型二輪車の高速道路通行が可能(日本は125cc以上の二輪車の高速通行が可能)
- ②政府の法令・政策に対する国民の理解促進と支持の強化
 - @2011年、台湾の立法院は550cc赤ナンバー大型二輪車の高速道路通行を解禁し、法令教育を強化。
 - ⑤大型二輪車の高速道路開放政策を積極的に推進し、国民の権利を守り、道 路網の活用を促進、経済効果を高め、産業発展に寄与。

包括的な法令・罰則整理と安全意識教育により、事故率を減らし、道路網利用の効率向上が可能。

産業・行政・教育・研究機関それぞれの協力により、交通意識とマナー改善の 実現が可能。

罰則規定の強化と規制緩和を併用することで、人々の権利を守り、より台湾を安全にすることが可能。秩序を守り、お互いを尊重しあう国家として。

(自動車部会)

テーマ22 保育園バス(幼兒園幼童專用車輛)のリース解禁について(継続事項)

要望事項 幼稚園の保有する幼稚園バスのリース解禁をご承認頂きたい。

補充説明 ・幼稚園が保有する幼稚園バスは、教育部が定める【幼兒園幼童専用車輛與其駕 駛人及隨車人員督導管理辦法】の以下の文言において、幼稚園が自身でバスを 保有しなければならない規定となっている。

第二條:幼兒園載運幼兒之車輛,以自有之原廠幼童專用車車種為限。

第三條:幼兒園購置幼童專用車,應經直轄市、縣(市)主管機關核准後,向公 路監理機關申請**幼童專用車牌照**,

- ・2023年度の教育部からの白書回答では、幼稚園バスのリースの解禁が難しい理由として、添付の3点を例示の上、現状では本件のリース解禁は難しいとの回答であったが、当部会より提案の幼稚園バスのリース解禁が実現した場合においても、リース会社は車両を幼稚園に対し車両のリースをするのみで幼稚園バスの運営と運行は引続き当該幼稚園にて行う為、教育部の例示した懸念事項は発生しない。
- ・教育部より幼稚園に対して幼稚園バス購入にあたり補助金が出ていることも上記3つの理由の一つとなっているが、リース車両に関する政府からの補助金支給については、過去において以下の2例がある。
 - ①車両所有者であるリース会社に当該補助金を交付し、補助金支給後の車両価格にて幼稚園側(使用者)に車両をリースする方法。
 - ②車両使用者である幼稚園側に当該補助金を交付し、幼稚園側(使用者)が当該費用をリース料の支払いに充当する方法。

いずれの場合においても、車両リースを実施の際は、車両登録書に車両所有者(リース会社)と車両使用者(幼稚園)の双方が登記されるため、当該人以外に補助金が交付される恐れはないものと思料。

- ・専門知識を有したオートリース会社が幼稚園と協力し車両の管理を行うことでより安全性を高め且つ既存の車両管理に係る規定を遵守したうえでのサービス 提供が可能であり、本件は台湾における交通サービスの安全性向上に寄与する ものと考える。
- ・ついては、上記記載の第二条、第三条はじめその他関連する条項を、リース会 社が保育園に対し車両をリースできるよう修正を願いたい。

⇒添付資料:2023年白書の教育部からの回答

(合弁会社部会)

テーマ23 指定たばこ製品に関するオープンで透明性のある公正な許認可および審査プロセスの担保について(継続事項)

要望事項 指定たばこ製品の許認可基準を明確かつ具体的に定義するとともに、審査のプ

ロセスについては、事業者が適切にその基準を遵守できるようオープンかつ透明性があり、公正なものとなることを要請する。これにより、潜在的な貿易問題を生み出すことなく、公衆衛生を保護し、全体的な投資・貿易秩序を維持することが可能となると考えている。加えて、規制の実効性を確保するため、規制導入後の管理措置も含め、規制に関して関連する利害関係者の意見を十分に反映することが必要である。

補充説明

過度な様々な規制を含む菸害防制法改正(以下、「THPCA」という。)が2023年2月15日に公布され、3月22日に施行されることとなった。また、衛生福利部は、THPCAの公布と同日に「指定たばこ製品の許認可に関する健康安全性評価試験に係る規則(以下、「HRA」という。)案」を発表したが、意見公募期間については通常の60日間から大幅に短縮された、7日間しか設けられなかった。意見公募期間を短縮するという政府の決定について、我々は、通常の60日間の期間を設けることが、関連する業界、市民、当局による規制および枠組みの理解と遵守がより適切になされやすくすると考える。また、十分な事前評価が可能となる適切な期間が与えられていれば、後記する多くの課題については回避または軽減することができたと考える。

政府が発表した「指定たばこ製品健康リスク評価審査規則」に従い、事業者は健康リスク評価の申請を行っている。我々は、製造業者の申請状況や審査の進捗状況を毎月2回にわたって公式ウェブサイトにおいて公表している政府の取り組みを高く評価する。これは、行政プロセスの透明性に対する政府のコミットメントと、審査プロセスの公平性を確保するという政府の決意を示すものであると認識している。

しかしながら、適切な規制の施行と遵守、企業間の公正な競争を確保するためには、審査規則の明確性と透明性をさらに向上させる必要があると考えている。例えば、規制発表当初には、規制自体は発表されたものの、製品サンプルの輸入プロセス、申請手数料、審査スケジュールなど、審査手続きが不透明な状況であり、これらは数ヵ月かけて徐々に開示されることとなった。さらには、審査基準や必要なデータ内容が依然として不明確であるため、審査過程において何度も調整を行い、再提出が求められる状況となっている。

これらの問題に対処するためには、申請内容および審査プロセスの透明性を高めることが有益であると考えている。具体的には、申請内容審査の開催頻度や審

査結果などが適切に開示されることが必要であり、あらかじめ日程を定め、月2回程度行われることが必要と考える。更には、昨年3月に意見公募が締め切られたたばこ製品の添加物禁止に関する規則案は、申請過程における業界が遵守すべき点を明確にするため、速やかに公表される必要がある。

これらの改善策を通じて透明性を高めることで、申請する側だけではなく、審 査側の双方が、より効率的に進めることができるようになると考えている。

また、台湾政府として健全な経済・貿易環境と安定した市場秩序を維持することは重要であり、そのためには、1社および1ブランドのみが自由に市場にアクセスできる状況を不用意に作り出し、不公正で反競争的な競争条件を生み出し、消費者の選択と権利を奪うことがないようにすることが極めて重要であると考えている。そのため、初期の承認段階においては、複数の申請者の製品を同時に承認する一括承認方式を検討する必要がある。

最後に、指定たばこ製品は新しい製品カテゴリーであるため、規制を遵守する際に業界が混乱しないよう、規制当局は企業とのコミュニケーションを改善することが不可欠である。例えば、指定たばこ製品の最初の承認に先立ち、市販後調査や承認コードの表示など、関連して求められる事項に関して業界と協議を行い、その仕組みの実行性と有効性を確保するため、すべての意見を慎重に検討すべきであると考える。

(食料物資部会)

<u>テーマ24 Risk Sharing Agreementの交渉プロセスの最適化について (MEA/</u>PVA/Budget capを含む) (継続事項)

- 要望事項 1. 健康保健署 (NHIA) は薬価協定を改定する際に、事業環境の予測可能性の確保も勘案し、引き続き業界と十分なコミュニケーションを取り、対話を通じてWin-winな形での制度構築を進めることを要望する。
 - 2. 健康保健署 (NHIA) は政府・産業間のリスク分担の原則に基づき、薬価協定の公平性・合理性を確保することを要望する。
 - 3. MEA、PVA、Budget Capを含む薬価協定について、医療予算の上限管理・ 削減に偏重することなく、科学的根拠に基づいた提案がなされることを要望 する。
- 補充説明 1. 薬価協定適正化の問題について、健康保健署(NHIA)は業界とコミュニケー

ション自体は取っているが、その内容については、医薬品価値の適正な評価や将来の予測可能性の観点でアンフェアな点が多く残る。適切な患者アクセスおよび安定的で予測可能な事業環境確保のためにも、NHIAは薬価協定を改定する際に、引き続きすべての利害関係者の意見を収集し、その声に耳を傾けるべきである。

- 2. 現時点では公平性・合理性がない薬価改定が行われている。例えば現在議論されている薬価協定では、製薬会社からのクローバックが50%~80%、あるいはそれ以上を求められる場合がある。これはリスク分担の原則に明らかに反している。健康保険署 (NHIA) は、公平性と合理性の原則に基づき薬価協定を改定し、業界とのコンセンサスを得て医薬品アクセスに関する患者権利を保護することを要望する。
- 3. 現行の薬価協定においては、医療予算管理・削減に過剰に偏重するあまり、 科学的根拠に基づく判断がなされていない。薬価協定の考え方に基づき、医 薬品の有効性や想定患者数などの不確実性から生じる経済的影響に対処する ために使用されるべきである。そのため協定の内容やクローバック比率は、 臨床有効性、疫学、財務予測などの科学的根拠に基づいて合理的で公正な協 定内容が合意・設定されるべきであり、それが新薬への適正なアクセスを促 進し、治療を待つ患者に利益をもたらすことになる。

(医薬品医療機器部会)

テーマ25 HTR関連規則の策定・改善と、利害関係者との十分な協議の実施に ついて(継続事項)

- **要望事項** 1. HTRについては、明確な運用ガイドラインが策定されるまでは実施しないことを要望する。ガイドライン策定においては、公平性・透明性・予測可能性の原則を重視し、関連する患者団体、医学学会および製薬業界を含む利害関係者の意見が十分に考慮されることを要望する。
 - 2. HTRの実施にあたっては、臨床的有効性を中心とした医薬品の価値に基づいて実施されると共に、医療予算管理の観点に偏らず、社会的・倫理的観点もきちんと考慮されることを要望する。
 - 3. 臨床上の有効性と安全性の評価にリアルワールドデータ (RWD) 及びリアルワールドエビデンス (RWE) を用いる場合には、RWD/RWEに関するガイ

ドラインを公表し、評価方法について関係者と十分に協議し、コンセンサス を得ることを要望する。

- 補充説明 1. HTRは、保険償還範囲の変更や保険償還の廃止につながる可能性があるため、 患者の権利・利益に大きく影響する。従って、適切な運用ガイドラインが策 定されるまでは実施を見合わせると共に、ガイドライン策定やテーマ選定段 階で関連する患者団体、医学学会、製薬業界など利害関係者の意見収集やコ ンセンサス確保が丁寧に実施されるべきである。医療予算管理等、政治的な 理由によるテーマ選定は予測可能性を著しく欠く結果となり、政府が長年掲 げてきた公平性、透明性、予測可能性の原則から見ても妥当とは言えない。
 - 2. HTRは、臨床的有効性を主要な評価項目として実施されると共に、治療への患者アクセスの確保など社会的・倫理的配慮も重視されるべきである。財政的不確実性については、HTRとは別途議論されるべきものと考える。
 - 3. HTRの実施にあたっては、国内外のRWD/RWEおよび診療ガイドラインなども十分に参照されるべきである。RWD/RWEの適切な参照・使用のためには、明確な使用ガイドラインが当局から発行され、HTRにおける活用や評価方法について各ステークホルダーとの十分なコンセンサスが確立されるべきである。

(医薬品医療機器部会)

テーマ26 銀行が財団法人聯合徴信センター(以下、JCIC: Joint Credit Information Center)を通じて取得した顧客のデリバティブ取引情報の国外伝送の許容について(継続事項)

要望事項 金管会及び銀行協会の規定により、銀行が顧客にデリバティブ金融商品の与信 設定又は更改を行う際、JCICを通じて顧客が他の金融機関で設定しているデリ バティブ取引限度額情報を照会又は顧客に徴求し、他の顧客の業績等の財務情報 を含めて考慮の上で、取引限度額を決めなければならない。

JCICを通じて得られた顧客デリバティブ取引限度額に関する情報は、JCICの会員規約及び公布済みの「『国際伝送部分の資料定義』の実行及び関連管理措置の説明」上、顧客デリバティブ取引限度額及びその残高情報は国外に伝送できる対象リストに含まれていない。

デリバティブを含めた取引限度額の最終審査権限が海外本店又は区域本部にある外国銀行在台支店は、顧客デリバティブ取引限度額の審査案件を国外審査部署に提出する際には、JCICを入手済みの当該情報の顧客宛の再確認やJCICのみから取得した情報を除去等の負担があるため、JCICを通じ得られた顧客デリバティブ取引限度額に関する情報を国外伝送が可能な情報の対象リストに追加することを提案したい。

補充説明 規制背景の説明

JCICは金管会傘下の財団法人で、信用取引の安全確保及び全国信用制度の健全な発展の向上を図るため、全国的な信用情報データベースを構築し、会員機関に個人や企業の信用記録や財務情報を提供している。

JCIC信用情報の国外伝送について、2012年に公表された「『国際伝送部分の資料定義』の実行及び関連管理措置の説明」の「国際伝送資料部分内容定義」において、国際伝送が可能なものがリストに挙げられている。その中には与信情報、クレジットカード信用情報及び個人が取締役・監査役、管理者等を務める企業の名簿などが含まれているが、デリバティブ金融商品に関する情報(いわゆる「C01デリバティブ金融商品額及び実行情報」)は含まれていない。

その後、銀行によるTRF金融商品の不正勧誘・販売に係る不芳事案が発生し、金融秩序に影響を与えていることに鑑み、JCICは主務機関の指示に従い、デリバティブ金融商品取引に関するデータベースを新たに構築し、2014年12月25日より、"C 01デリバティブ金融商品金額及び実行情報"を会員機構の照会利用に開放した。

さらに、金管会は2016年1月に「銀行がデリバティブ金融商品を取扱う業務の内部作業制度及び手続管理弁法」20条3項及び4項を改正し、銀行協会もそれに対応して「銀行のデリバティブ金融商品取扱自律規範」25条2項2号及び3項等の規定を改訂し、銀行は顧客デリバティブ取引限度額を審査する際に、JCICを通じて顧客の他の金融機関における限度額を照会し、顧客取引限度額の設定時の考慮要素の一つにしなければならないとした。

しかし、前述のJCICの「国際伝送資料部分内容定義」の内容は、改正法の 改正内容に対応しておらず、すなわち「C 01デリバティブの金額および実行情報」は依然として国際伝送の対象外である。

(金融財務部会)

テーマ27 台湾に拠点を有する外国金融機関が行う信用状審査業務等の銀行事 務の海外拠点やグループ会社等への委託許容について

要望事項 現地規制「金融機関作業の外部委託制度及び手続弁法」第3条第1項第4号により、貿易金融業務のバック作業 (L/Cの発行、買取又は輸出入の取立に限定) は外部に委託することができる。

また、2023年8月25日付、同法の改正により海外への委託制限が大幅に緩和され、重要な個人金融業務に係るシステムの海外委託のみ事前申請が必要とするようになった。

すなわち、貿易金融業務のバック作業の海外委託は、金管会による事前許可を 申請する必要がなくなり、直ちに金融機関の外部委託業務内部ルールに従い扱う ことが可能である。

一方で、「貿易金融業務のバック作業」は、中央銀行の「銀行業による外為業務管理弁法」第21条に定める「外為業務関連バック作業の委託」にも該当し、「指定銀行は、…外為業務関連バック作業をその他の方法を以て外部に委託する場合、業務計画書を添付の上、当行に申請しなければならない。…」と規定されている。

2023年、当会の会員が中央銀行に「信用状関連書類の審査確認業務」の海外委託を申請するため、中銀の担当窓口に問い合わせたところ、担当者から外為関連バック作業において「貿易融資業務の書類審査」のプロセスが含まれていないため、中銀による承認を得られかねないとの口頭説明を受け、申請の提出を取りやめるよう勧められたことがあった。(法令上、明確な定めはなし)

信用状書類の審査は、国際商業会議所 (International Chamber of Commerce (略称ICC))が制定した「荷為替信用状取引規則および慣例 (略称: UCP600)」に基づき取り扱っている。これは国際的に標準化されたプロセスになっており、多くの大手多国籍銀行もすでに集中オペレーションセンターを設置し、異なる拠点からの委託を受けて、統合して処理しており、しかも長年にわたって行われてきている。

アジア諸国の開放状況を参考にすれば、金融センターである香港、シンガポールはもちろん、韓国やタイ、さらにベトナムまでが、「信用状の書類審査確認作業」を海外へ委託して集中処理することが認められている。そこで、我々は中央

銀行に対し、国際的な潮流に従い順応すべく、当該業務がグループ会社であるオペレーションセンターに委託することを認めるよう要望する。

補充説明

- 1. 2007年UCP600が改訂されて以来、すでに世界各国の信用状書類審査確認 に関する取引規則及び標準化作業手続ガイドラインになっており、グループ 会社間の業務効率化・標準化の観点から、信用状書類審査業務が集中処理・ 一括管理に適する項目である。しかも、金管会の「金融機関作業の外部委託 制度及び手続弁法」の改正案が施行後、貿易金融業務のバック作業を海外へ 委託し処理することは金管会に事前承認申請が不要となった。
- 2. バック作業の処理は、主にUCP600の基準に基づき取り扱うため、実際に貿易金融人材の養成に与える影響が限られ、むしろ人的資源を最適化し適切な配置を行うことで、よりレベルの高いサービスを台湾のお客様に提供し、銀行とお客様の双方に利益を創出することができる。
- 3. また、中央銀行の過去3年間の輸出入外為支払方法に関する統計(添付資料)によると、台湾の製造業が信用状を支払手段として使用する割合は輸入総額の10%未満であり、輸出外為収入に占める信用状の割合はわずか5%程度であり、年々減少傾向にある。台湾の企業が国際化に向かうにつれて、より高次の金融サービスを提供する必要となり、これは台湾の外資系銀行が直面するグループ会社間の資源統合に必要な課題となっている。
- 4. 現在、多くの大手多国籍銀行は海外拠点(例えば香港、シンガポール、韓国、アラブ首長国連邦、米国など)の信用状書類審査確認業務を比較的にコストの低い国に設置されたオペレーションセンターに委託し統一的に処理している。最近では、ベトナム、タイなどの外為規制管理国でさえ貿易金融のバック作業を海外拠点に委託する傾向にある。

⇒添付資料:過去3年間の輸出入外為支払方法に関する統計表

(金融財務部会)

テーマ28 台湾専利法への間接侵害制度の導入について(継続事項)

要望事項 専利法において、「予備的行為」や「幇助的行為」を規制する間接侵害を規定 することを要望する。

補充説明 ①現在の台湾専利法には、米国や日本など多数国の特許法で導入されている間接

侵害制度が無い。装置に専用で用いられる消耗品等について、発明の各構成が 一体不可分で効果を奏するなどの理由から、装置と消耗品等の其々で専利出願 することが難しい場合がある。間接侵害制度が無いことにより、上記消耗品等 について、品質の担保のない互換部品が流通するケースが生じている。このよ うな予備的・幇助的な行為を抑制することは、専利権者の経営環境を保護する のみならず、製品の品質、安全性等の担保に繋がることから、製品を利用する 台湾のユーザーの権益にも資する。

- ②民法の規定を適用した判決があるが、以下の点で不十分である。
 - ・直接侵害者の権利侵害の証明の困難性等により、民法の共同不法行為(第 185条)として損害賠償請求が認められた判例はごくわずかであり、法的な 安定性が低い。
 - ・損害賠償請求の他に、専利侵害に対する主要な救済手段として、侵害を未然 に防止するための差止請求がある。しかし、民法の原状回復規定(第213条) や排除命令規定(第767条)が裁判所で認められた事例はなく、専利権者の 保護が不十分である。
- ③なお、台湾専利師公会も「2020智財白皮書」(P2. 一(四))において、「間接侵害制度の導入により専利権の保護強化を図ることは、台湾企業にとって有益であるとともに、外国企業による研究開発投資の促進に資する」旨、建議しており、間接侵害制度は日系企業のみならず台湾ユーザーからも導入が要望されている。

(知的財産委員会)

テーマ29 審判制度改革の推進について(継続事項)

- 要望事項 専利の審判制度に関し、①専利行政処分不服に対する審判の簡略化、及び②無 効審判及びその審決取消訴訟の当事者対立構造の導入を要望する。
 - ①智慧財産局の再審査と経済部の訴願手続きを統合し審判部を創設、「前置審査」の導入、及び「合議制(複数人の合議体による審理)」の導入を要望する。
 - ②専利権の取消しを求める無効審判において、現在は、行政処分を下した智慧財産局が被請求人(審決取消訴訟では被告)となるが、当該専利権を有する権利者を被請求人とし、自身の権利に対して権利の主張を行うことができる当事者対立構造の導入を要望する。

補充説明 上記①については、審理において技術的な知識を有する智慧財産局の審査官の 知見を活用可能であるとともに、訴願手続きを智慧財産局に統合することで、手 続きが簡素化される。また、②については、第三者からの権利の取消しの求めに 対し、権利者自らが反論可能となる。これらはいずれも迅速かつ的確な審理及び 知財紛争の解決に資するものと思料する。

> これらの制度の導入によって、台湾知財制度の国際調和が一層推進することは、 日本のユーザーのみならず、台湾のユーザーにもメリットがあるものと考える。

> 改正法案が2023年3月9日に行政院から立法院に送付され、3月17日に立法院にて一読通過したものの、本年1月の立法委員選挙に伴い、事実上廃案状態になったものと理解している。審判制度の改正は迅速かつ的確な審理及び知財紛争の解決に資するものであるところ、引き続き当該改正を要請する。

(知的財産委員会)

【4】2. 投資環境整備の (1)「5 欠」の解消

テーマ30 労働基準法第35条の休憩時間付与方式の変更について(継続事項)

要望事項 労働基準法第35条において「4時間継続労働した場合少なくとも30分間の休息が必要である」と定められているが、この規定がフレキシブルな働き方を阻害する状況となっており、労働者が自由な働き方を選択できるよう休憩時間の付与方法の変更を要望したい。

補充説明 2023年9月の全議題協調会議の際には2024年3月までに具体的なガイドライン を公表すると口頭で回答をもらったが、いまだガイドラインの公表はなされていない。

(運輸観光部会)

テーマ31 時季変更権の明確化について(継続事項)

要望事項 労働基準法第38条の年次有給休暇取得の考え方は、労働者が要望した年次有給休暇について、具体的な取得日時は労働者により決定されるとなっている。ただし、雇用者の経営上の切迫性や、労働者個人の事情により労使で協議し調整することができるとなっており、労働者との合意のものに取得日時を調整することができる。

しかし、現実は雇用者が変更を依頼した日時に労働者が同意しない場合があり、 結果として日程調整できず事業運営上大きな問題が生じることがある。

以上より、日本等で導入している時季変更権の明確化をお願いしたい。

時季変更権とは、会社が従業員の希望した年次有給休暇請求日(取得時季)を 一定の条件下で、変更できる権利のこと。

ただし、日本において年次有給休暇は「労働者が希望する日に与えなくてはならない」と、労働基準法第39条5項により定められているが、同条文ただし書き以降に、「使用者は、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合、他の時季に有給休暇を与えることができる」と規定されており、労働者の希望日以外で与えることが可能となっている。

補充説明 2022年5月1日に台湾鉄道運転手が一斉に休暇届を出し運行に支障が出た。また、2023年4月にはエバー航空関連の地上ハンドリング会社でも同様に社員が一斉に休暇届を出し、航空機の運航に支障が生じた。

このように一斉に有給休暇をとることによって、賃金を得つつストライキと同等の効果を得ようとする一斉休暇闘争の場合は、日本では経営側は「不当な休暇権の行使」と主張し、時季変更権を発動し対抗するが台湾ではその手段がない。

(運輸観光部会)

テーマ32 従業員の時間外勤務規制の緩和措置について

要望事項 現在、半導体業界においてはコロナ禍のデジタル特需終焉後の設備投資抑制から投資再開へ転じたことで、再び業務量が増える傾向にある。台湾の労働基準法による労働者の時間外勤務規制について緩和を要求したい。

補充説明 2018年1月の労働基準法改正以降、台湾での時間外勤務は原則として通常労働時間と合わせて1日12時間を超えず、1ヶ月の時間外勤務は46時間までと限定されている(同法第32条第2項)。また、特別条項として労働組合の同意、もしくは労働組合がない場合は労使協議による合意があれば、時間外の勤務時間を延長可能とし、1ヶ月で54時間、3ヶ月で138時間を超えない事と定められている。

この点、日本においては法定労働時間を超えた時間外労働を社員に課す場合、「時間外労働・休日労働に関する協定(通称:サブロク協定)」を従業員代表者などと結び、労働基準監督署に届け出ることで、厳密な労働時間の管理を行いつ

つ、特殊業務や高度技術を必要とする業務に対応している企業も多く、労使間で特別条項を締結した場合は年間6回まで月45時間を超える残業が可能となり、超える場合は更に月最大100時間(法定休日労働を含む)、年間最大720時間(法定休日労働を含まない)までの残業を可能としている実例もある(但し2~6ヶ月の平均が80時間を超える残業は不可〈法定休日労働を含む〉)。

主旨にも記載のとおり、半導体業界においてはメーカーの設備投資回復に伴う発注増により、設備受注側は社員数を増員し、増える業務量に対応していく事が必要となるが、2023年の台湾政府による新型コロナウイルス対策の緩和に伴い、経済活動も再度活発となり、人材の確保がより一層困難となってきている。加えて半導体という先端技術に精通するための社員育成にも多くの時間を要するため、現状のままの時間規制では台湾の半導体産業の発展に対し、スピード感を持って対応出来ない可能性がある事を危惧している。本要望のテーマは台湾内における技術革新はもとより人材の確保育成の観点からも急務であることを理解頂き、台湾においても労働時間規制に関して日本の労働基準法並みの条件緩和をお願いしたい。

(電機電子部会)

テーマ33 外国人労働者(外労)の採用枠上限の拡大について(継続事項)

要望事項 現状業種によって外労採用枠に上限(総従業員数に対しての外労割合)がある。 運輸・倉庫業0%、一般製造業10%、先端材料製造20%など。

> 台湾人の要員確保が非常に困難な状況において、外労の活用幅を広げたいが、 採用枠の上限が足枷となっており、採用枠上限の拡大をお願いしたい。

> 昨年度の政府回答では、許可された%を超えて採用が必要となった場合、金銭的には就業安定費を支払えばよいことになっているとのことだが、時間的には超過分の人材募集・再申請・を経て2~3ケ月後に認可され、そこからさらに募集・面接・入国となる。つまり半年近いタイムラグが生じており、その間の機会口スは甚だしい。時間軸の問題であることを再度認識頂き、最初から%を引き上げることを引き続き検討頂きたい。

補充説明 半導体関連を中心とした積極投資により台湾の人手不足は深刻である。この先 さらに深刻度を増す。

要員確保し事業を存続するためには外労の活用が必須。

台湾政府が今後も新規誘致を進めるなかで、進出或いは、増設を検討している 企業にとってスピーディな人材確保ができないのは致命的な問題。

一昨年・昨年度も同じ内容で提出させて頂いたが、基本的にはこれまでの回答は何も変わっていない。制度はあるが、超過分の申請・人材募集・募集・面接・ 入国となる時間・機会ロスについては未だご認識頂けていないようであり、改めて要望させて頂く。

(高雄支部)

テーマ34 外国人の新制度退職金制度への加入について

要望事項 現状、台湾居住の外国人は台湾人の配偶者または永久居留証保有者を除いて新制度退職金制度への加入資格がないため、日本人駐在員を含む外国人の多くは旧制度退職金制度に加入せざるを得ないことから、このような制限を撤廃し外国人も新制度に加入できるようにしていただきたい。

また、上記が可能となった場合、新制度対象者が退職金を受給するためには、60歳になった時点で自ら勞動部勞工保險局に退職金の支払いを請求する必要があるが、離台済みの外国人にはハードルが高いため、外国人は新制度退職金に関して、60歳を待つことなく離台時に請求可能なようにしていただきたい。

補充説明 外国人駐在員の台湾駐在期間は一般に3~5年程度であり、旧制度退職金制度における受給資格(勤続10年以上、満60歳など)を満たさずに帰任することが多い。特に2005年7月以降に設立された会社では、台湾人従業員は全員新制度対象者であるため、外国人駐在員のためだけに旧制度退職金の積み立てのための台湾銀行口座を開設し、管理のために労使が共同で勞工退休準備金監督委員會を組織し、賃金月額の2~15%を毎月拠出する義務がある。

その一方で、上記のような設立後間もない会社では対象者が当該退職金の受給 資格を得ることはほとんどないため、実際に退職金が支給されることは極めて稀 であり、また駐在員が一人もいなくなるまで拠出金が会社へ返還されることもな いため、労働者・会社双方にとってメリットがなく、実質的な運営コストの増加 という結果しかもたらしていない。

参考までに香港のMFP (Mandatory Provident Fund:強制退職積立金)制度は、台湾の新制度同様の確定拠出制度であり、原則として65歳以降に元本および運用益を受給可能であるが、外国人も加入対象であり、香港を離れる外国人に

は離港時に掛金および運用益が返還される。香港の制度に倣い、外国人も新制度 に加入可能にするとともに、離台時に元本および運用益を受給可能とすることを 要望する。

このように改正することで、以下の効果が得られると考える。

- ①外国人労働者の権益確保による台湾労働基盤のグローバルな評価と信頼性の向上
- ②外国企業からみた理不尽なコスト負担の解消(外国企業による台湾投資の促進)
- ③今後労働力人口の減少が課題となる中、優秀な外国人の確保・定着化が促進され、台湾経済の発展に貢献

(電機電子部会)

【5】3. 連携強化 (産業)の (1)事業機会の拡大、新産業の発展

テーマ35 運輸部門における「環境保全代替エネルギー」推進について(継続事項)

要望事項 電気は「環境保全代替エネルギー」のひとつの選択肢であり、本来「環境保全 代替エネルギー」には水素、e-fuels、バイオ燃料、さらには開発途上の他の領域の技術も含まれるべきである。

2050年カーボンニュートラルに向けた12の主要戦略における「環境保全代替エネルギー」推進に関し、運輸部門におけるe-fuels、水素、バイオ燃料の導入と、導入経路支援に関連する施策の検討をお願いしたい。

具体的には、運輸部門の車両電動化策略に加え、欧州同様e-fuelsなどの代替エネルギーを用いた内燃機関車両への置換もカーボンニュートラルの取り組みとし公式に認めていただき、具体的目標設定をお願いしたい。

補充説明 ▶ドイツによる2035年からのe-fuels (合成燃料) 車認可方針を受け、欧州連合 (カーボンニュートラルを提唱、炭素税を導入) も「環境保全代替エネルギー」 (e-fuels) をカーボンニュートラルに含める新しい規制を導入した。カーボンニュートラルと経済発展の両立を目指し、内燃機関の経済的価値の再考と維持が必要。

- ▶e-fuelsは、水を電気分解して酸素と水素に分離、さらに大気から収集した二 酸化炭素を加えてメタノールを合成し燃料とするもので、精製過程において CO2を放出しない。
- ▶内燃機関と互換性のあるe-fuelsにより、環境により優しい方法で内燃機関の 継続運用が可能となる。
- ▶バイオマス燃料は農作物(トウモロコシ、サトウキビ、大豆など)から作られ、 低炭素で持続可能なエネルギー源である。バイオマス燃料の燃焼によって生成 される二酸化炭素は、温室効果ガス排出量に含める必要はない。
- ▶バイオマス燃料により、二輪車の炭素削減目標は直ちに達成が可能である。提 案企業ではE100車両の台湾でのテストも行っている。

(自動車部会)

テーマ36 洋上風力案件時の漁業従事者向け補償金について(継続事項)

スポンサーと漁業組合間の補償金額に関する交渉に際し、農業部と経済部双方 要望事項 が共同で、問題解決の枠組を設けて頂いているが、交渉段階で合意点を見出すこ とが困難な場合があるため、引き続きご支援をお願いしたい。

- 補充説明・2020年度白書要望事項の回答にて、スポンサーと漁業組合間の補償金額に関 する交渉に際し、農業部と経済部双方が共同で、問題解決の枠組を設けて頂い ている点、理解した。
 - ・他方、実際の交渉において、スポンサーからは、農業部の制定している補償金 額の計算に基づき試算した補償金額よりも過大に請求されることがあり、投資 利回りの見直し、延いてはプロジェクトそのものの再検討を迫られることがあ るとの声が聞こえている。
 - ・補償金額を算定する際の前提の置き方に隔たりがあることが主因と考えられるが、 スポンサーと漁業組合との利害が対立する中、合意点を見出すことは時に大きな 困難を伴う。政府の重要政策の一つとして、洋上風力普及を推進している中、政 府による補償金の一部負担等支援策について、幅広にご検討をお願いしたい。

(エネルギー部会)

テーマ37 関連機材の港湾保管場所の確保支援について(継続事項)

要望事項 洋上風力案件において、発電関連機器を港湾に保管する場合、より広い場所を確保する必要があるものの、港湾エリアは拡張が必要・整備中な状況。引き続き計画的な港湾エリア拡張及び早期の整備完了を要望すると共に、比較的大きな洋上風力関連機器の保管場所確保を優先するなど、柔軟対応頂きたい。

- 補充説明 ▶台湾の港湾エリアは限定されており、拡張工事が必要な状況ながら、港湾及び 周辺地域は政府によって所有または政府関連組織(例:TIPC)によって管理さ れている。
 - ▶洋上風力案件において港湾エリアに風力発電関連の各機器を保管しなければならない場合、一つ一つのパーツが巨大なことからより広い保管場所確保が必要となることや、機器の保管場所移動に際しても時間を要することから、政府及び政府関連組織(TIPC)には洋上風力案件の保管場所確保を優先対応するなどして洋上風力プロジェクトをサポートして欲しい。
 - ▶現状は、一部エリアでは既に整備中、より広い保管場所が必要となった場合など緊急的にサポートを頂いている状況。政府及び政府関連組織(TIPC)では他にも多くの優先事項があることは十分理解しているものの、継続的に今後の港湾エリアの拡張を行って欲しい。

(エネルギー部会)

テーマ38 洋上風力事業者に対する電力リザーブ・マージン要求について (継 続事項)

- 要望事項 ・経済部のリザーブ・マージンに関する規定("電業法"第27條、"備用供電容量管理辦法")に於いて、洋上風力事業者に対する細則("備用供電容量管理辦法")がまだ確定していない。洋上風力事業者(TOWIA)として経済部との協議も開始しているが、最終的なプロジェクト事業計画への影響が見極められない状況にある。
 - ・そもそも再生可能エネルギー独立電気事業者にリザーブ・マージンを課すことは、その運転特性からして不可能な話であることを適正に理解戴き、国際的な産業基準に沿って送電系統運用者 (TSO, Transmission System Operator) が責任を負う規定として貰いたい。

補充説明 無し。

(エネルギー部会)

テーマ39 Electricity Business License (電業營業執照) 取得前に再生可能エネルギー発電事業者が売電する仕組みおよびタイミングについて (現金受領、T-RECの発行および譲渡を含む) (継続事項)

要望事項 事業者が政府当局に対し要請しているPre-EBLスキームに関連し、以下2点を 実現すべく、MOEAへの要望を依頼したいもの。

- 1. Pre-EBLスキームにて、発電事業者がPre-EBL powerと紐づいた現金を遅滞なく同時に受け取るメカニズムの整備。
- 2. Pre-EBLスキームにて、Pre-EBL powerと紐づいたT-RECが遅滞なく同時 に発行および譲渡されるメカニズムの整備。

詳細は以下ご参照。

補充説明 現在、台湾では、電力事業許可("EBL")を取得する前の試運転期間中に再生可能エネルギー源から発電される再生可能エネルギー("Pre-EBL Power")は、台湾電力("TPC")に対し、グレーパワー(Taiwan Renewable Energy Credit —台湾再生可能エネルギー証書("T-REC")が不随しない電力)として売電することが可能。現在の規制では、発電事業者はEBLを取得するまで、TPCへの売電に関する支払い(現金)を受領することができない。

各発電事業者は、BOE及びTPCに対し「Pre-EBLスキーム」(オフテイカーにCorporate Power Purchase Agreement ("CPPA")上のタリフでPre-EBLパワーを再生可能エネルギーとして販売を可能にすること)を提案。Bureau of Energy ("BOE")及びTPCは、Pre-EBLスキームを執行すべく、規制改正することに合意。また、以下2点に就き、事業者からも既にBOE、Bureau of Standards, Metrology and Inspection ("BSMI")、TPC等関連当局へ要請開始しているものの、促進させるべく、日本工商会として、上記当局の上部組織にあたるMinistry of Economic Affairs ("MOEA")へ陳情するもの。

1. Pre-EBLスキームにて、発電事業者がPre-EBL powerと紐づいた現金を遅滞なく同時に受け取るメカニズムの整備。

現状:発電事業者にて提案したPre-EBLスキームが執行された場合でも、支払い規則が改正されない限り、発電事業者はEBLを取得するまで売電後も現金支払いを受領できない。TPCはグリッドを通過する電力量を記録するが、受託請求書を発行できない仕組みとなっている。従い、Pre-EBL powerと紐づく収益認識は可能なるも、現金は発電事業者がEBLを取得するまで決済されない。

要望:現在の規制を改正し、TPCのグリッドに送電されたPre-EBL power と紐づく現金を、グリッドに送電された時点で受領できるよう、MOEAに対し要請すること。

Hai Longを含む発電事業者は、既にBOEがTPCなどの関連当局と協力し、本スキームが実施されるために必要な規制を改正または追加するよう要請中。発電事業者にとって、Pre-EBL powerのキャッシュフローは、大規模なCAPEX及びOPEXの必要な集約型電源ビジネスの収益性を確保する上で非常に重要であり、債務返済負担を減らし、プロジェクトの運用キャッシュフローをスムーズにすることに貢献するもの。この問題は本案件のみならず、洋上風力事業者にとって共通の課題であり、台湾洋上風力産業全体の課題と認識し、政府として重要な事項として対処して貰いたい。

2. Pre-EBLスキームにて、Pre-EBL powerと紐づいたT-RECが発行および譲渡されるメカニズムの整備。

現状:現行規制では、Pre-EBL制度が導入された場合でも、発電事業者が EBLを取得するまで (Pre-EBL powerに関連する再生可能エネルギーと対となる) TRECsは発行及び譲渡不可。

要望:現在の規制を改正し、EBLを取得する前の試運転期間中にPre-EBL powerがグリッドに送電された時点で、TRECsを発行及びオフテイカーに遅滞なく即時譲渡可能とすることを、MOEAに対し要請する。発電事業者は上記に就き、BSMIに許可するよう要請中。これは、CPPAに基づき電力を購入するオフテイカーにとって重要であり、実際の電力に付随するT-RECs("bundled T-RECs")は、購入された電力が再生可能であることの証拠となり、台湾電業法上の再生可能エネルギー調達義務の充足を明確に示すことが可能となる。オフテ

イカーの持続可能な責任を果たすのに役立つだけではなく、より早いタイミングでの調達充足義務達成にも繋がる。BSMIは、Pre-EBLスキームが導入されれば本T-RECに関し、柔軟に対応可能との見解を示している。

- 1. 電業法第15条第5項に基づき、「電力事業者は、申請書を提出し、電力行政機関に電力事業免許を申請し、免許を取得して初めて営業することができる」と規定されている。したがって、現行の再生可能エネルギー発電事業者の試験運転期間中の転供制度は、業者が個別のケースに基づき能源署から承認を得た後、台電が代わりに電力供給を事前に転供し、転供電力量を記録し、経済部標準検験局がこの期間に一時的なグリーン電力証明書(書状によるこの電力がグリーン電力であることを証明するもの)を提供する。業者が電力事業免許を取得した後、初めて正式に転供電力量に組み込まれ、グリーン電力証明書(T-REC)が発行され、業者は電力を正式に販売することができる。これは電業法の規定に準拠している。
- 2. 前述の再生可能エネルギー発電事業者の試験運転期間中の転供制度に関して、経済部能源署は今年4月に「再生可能エネルギー発電事業の試運転期間中の電力供給申請手続き」を正式に公表し、業者が参考にできるようにした。この柔軟な取り組みは、良心的なものであり、業者は深く感謝している。
- 3. しかし、他の案件の洋上風力場の経験から見ると、業者が電力事業免許を申請してから実際に取得するまでの期間は6ヶ月から1年に及ぶ可能性がある。したがって、試験運転期間中に企業グリーン電力購入者(CPPA Offtaker)に請求できない場合、発電事業者は半年または1年間、キャッシュフローを得ることができず、試験運転資金を後続の風力発電場の建設やローンの償還に導入することができない。これは再生可能エネルギープロジェクトの開発に不利になる可能性があるので、経済部に関連制度の改善を提案し、検討していただきたい。
- 4. 現行の制度では、電力事業免許を取得した後にT-RECを正式に

発行し、後続の転送手続きを行うことができる。これはCPPA Offtakerの電力購入意欲を低下させる可能性がある。つまり、CPPA OfftakerはT-RECを正式に取得するまでに6ヶ月から1年の間を待たなければならない。この待機期間が異なる年度にまたがる場合、当該年度の環境持続可能性に関連する報告書にグリーン電力購入量を表彰することが難しくなる。また、当該年度にT-RECの転送または取引を行うこともできない。これは経済部がT-RECの競争と取引市場を活性化させることを推進しているビジョンと一致しない。したがって、関連する制度の改善を提案し、検討していただきたい。

⇒添付資料:発電事業者からBOEへの要求事項、現時点でのBOE回答

(エネルギー部会)

テーマ40 再生可能エネルギー事業開発の完工期限見直しについて(継続事項)

要望事項 民国112年1月6日発文の経済部公告(※1)において、台湾における再生可能エネルギー開発、特に大規模太陽光発電事業開発(※2)に関して、2023年より完工期限が「電業許可取得」から2年間、に変更された。

※1:経済部公告:中華民国112年1月6日/経能字第11258000000号

※2:設備容量10,000kW以上の第一型発電設備を想定

今回の変更により、(実質的に完工期限が前倒しとなり) 開発・建設期間を大幅 に短縮する必要があり、事業品質の担保に支障をきたしかねない。

従来の期限設定に戻してもらうことを要望する。

補充説明 【変更前】2022年までの完工期限は<u>「同意備案取得」から2年間</u> 【変更後】2023年より完工期限が「**電業準備 (籌設) 許可取得」から2年間**

大規模発電所開発では、開発期間を通して地元関係者、行政機関、その他様々な利害関係人との調整が不可欠であり、係る調整を踏まえて事業計画・設計の修正を行いながら手続きを進めていくこととなる。関係者と十分な調整、必要に応じた事業計画への反映を行う時間的猶予を持てるよう、政策的な支援をお願いしたい。

(エネルギー部会)

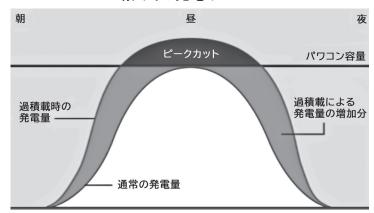
テーマ41 FIT制度におけるAC容量認定について

要望事項 FIT制度におけるDC容量の認定からAC容量の認定に制度変更して欲しい。 (系統連系点でのAC容量で認定し、その認定AC容量を超えない限り発電所側の DC容量は制限されないという制度にして欲しい)

理由:

限られた系統接続容量 (AC, kW) の中で、最大限の電力量 (AC, kWh) を系統へ供給するためには、系統接続容量 (AC, kW) に対して設備容量 (DC, kW) を一定程度多く設置 (いわゆる過積載) が有効であるため。

なお、当該認定制度は電業法関連の規定であり、経済部との協議を経て電業法 関連規定の改定が必要と認識している。



晴天時の発電イメージ

補充説明

日本のFIT制度においては、系統接続容量(AC, kW)を認定している。これにより発電事業者は、発電所の特性(土地の制約、設備利用率、FIT単価、設備費用、等)を考慮の上、個別に有効な過積載率(設備容量/系統接続容量)を設定している。この場合において、発電所側のPCSによって系統接続容量を超過しないよう発電量を監視・制御することにより、系統側が過負荷とならないようにしている。

これにより台湾国内においても、限られた系統容量の中で、発電量(AC, kWh)を増大することができ、引いては国内の発電量に占める再生可能エネルギーの発電量割合を引き上げることに繋がる。

将来的には、既設の発電所への過積載を許容することで、再生可能エネルギーの開発期間とコスト(国民負担)を軽減しながら再生可能エネルギーの発電量を 増大することに繋がる。 更に、将来的には過積載によりピークカットされる発電量を蓄電・放電することにより、発電設備の設備利用率を向上させ、かつ系統安定運用にも繋がる。

(エネルギー部会)

テーマ42 太陽光:電業登記原則で規定する「自有資金」への資本性劣後ローン組み入れ

要望事項 電業登記原則において自有資金(自己資金)比率の下限が定められており、自有 資金充足の有無は会社変更登記表の払込資本金額によって確認されるものと理解。

再生可能エネルギープロジェクトの資金調達手段は各国で多様化しており、資本性の高い劣後ローン (Subordinated loan, Shareholder loan) を資本側の資金調達手段として活用するケースも多い。会社変更登記上は払込資本金として扱われないものの、実務的には株式と類似する性質を持つ劣後ローンについても電業登記原則が求める「自有資金」と認めていただくよう検討・調整をお願いしたい。

また同規則第3条第3項によると「発電事業者は、発電業のライセンスの有効期間内において、自己資金比率を維持し、第1項第3号第3目の規定に記載された基準を下回ってはならない」とあるが、発電資産は経年によって価値が減少するものであるため、係る資産価値減少に合わせた資本相当額の減少についても認めていただくよう併せて検討お願いしたい。

補充説明 無し。

(エネルギー部会)

テーマ43 "健康台湾"のビジョンを達成するために、医療制度に十分な資源 を投入する(継続事項)

- **要望事項** 1. 「健康台湾」のビジョンを具体的に実現するために、OECD諸国の対GDPに 占める医療費の割合をベンチマークとして、台湾のGDPに占める医療費の 割合を5年以内に7.4%から8.9%超に増加させるために、具体的な医療費年間 成長率目標とアクションを示し、それに対応した政策や計画が見えることを 要望する。
 - 2. 高齢化や長期的な出生率の低下に起因する医療需要の評価及び国民健康保険制度への影響と、国民健康保険制度の財政ニーズを評価し、国民健康保険を支えるための十分な政府予算を割り当てることを要望する。

3. 革新的な医療技術、医療労働環境の最適化、人材育成、スマートヘルスケア 政策など、社会や産業界のさまざまな分野からの期待に応え、省庁間、階層 間、領域間での専門性や人材の一体化を提案する。革新的な方法を提案し、 革新的な医薬品ファンド等を加速させるなどの政策を実施し、全体的な医療 アクセシビリティを向上させることを要望する。新政権の健康台湾政策に掲 げられている「10億ドルのがん新薬ファンド」については、実施計画とス ケジュールを早急に示して頂きたい。

補充説明

- 1. 「健康台湾」のビジョンを達成するためには、現在の医療支出の対GDP比は7.4%(2022年:介護費用含む)であり、世界のOECD先進国に比較すると十分ではない(2019年:OECD平均8.9%、2020年:日本11.1%、韓国8.4%)。 医療支出対GDP比を5年以内にOECD平均水準の8.9%にするためにはどうすればよいか、具体的なアクションを示し、それに対応した政策や計画が見えることを要望する。国民の健康指標として、平均寿命、乳児死亡率、癌他疾病生存率などに他国に比較して改善余地がある。
 - 2. 2023年度の白書回答における衛生福利部の回答は、「NHIAは過去5年の医療費上昇率は4.75%でありGDP上昇率3.75%より高い。OECDと同様になるように計算方法を調整する。長期ケア等のまだ算入されていない費用を計算に入れるだけでなく、積極的にNHEの比率も引き上げる。(原文のまま抜粋)」であるが、今後4.75%の医療費成長であれば、台湾GDPが同程度の成長を継続した場合、達成は2040年以降が想定され医療制度の改善の見通しが困難となる。従って、2028年にOECD標準目標8.9%に到達するためには、より積極的な支出増加計画と実行(概算医療支出成長率6~7%)が必要となる。
 - 3. 本年開催の健康台湾フォーラムでのコンセンセスに基づいて、政府は様々な 提案について実行を促進するために、部門横断的な統合プラットフォーム を積極的に確立する必要がある。国民健康保険 (NHI) 予算の拡充について も、この1年間で全体進展を促進するための全体ロードマップ、タイムスケ ジュールを設定することを要望する。新政権の健康台湾政策に掲げられて いる「10億ドルのがん新薬ファンド」については、新薬だけでなく、臨床 ニーズを満たす抗がん剤もファンド事業に含めるべきであり、そうすること で患者の新薬へのアクセス向上にもつながる。

(医薬品医療機器部会)

テーマ44 患者アクセス向上のための医薬品政策改革について(継続事項)

- **要望事項** 1. DET制度は継続して実施する。一方で制度改正に際しては製薬業界と十分に コミュニケーションを取りながら、合意が得られた上で実施することを要望 する。
 - 2. 価格調整のメカニズムについて、現在検討されているIRP (International Reference Pricing) は導入しないことを要望する。
 - 3. 現在検討されている国産ジェネリック医薬品に対するインセンティブの措置は、現在の国際慣行と矛盾しており、ジェネリック医薬品制度の本来の趣旨に反している。他のアプローチによりバイオテクノロジーを促進することを要望する。
- 補充説明 1. 現在検討されているDETシステム改正案の詳細については確認すべき点が多いが、以前のPVSと比較して予見性の問題は改善されてきており、DETシステムの継続を要望する。ただし薬剤費用支出目標額を設定する際に前年度の実績が考慮されておらず医療環境の実態が反映できていないため、今後は適切な調整を行う必要がある。また制度改正に関しては製薬業界と十分にコ
 - 2. 価格調整を行う際は台湾国内での取引実勢価格を参照し、現在検討されているA10価格を参照する制度改定は行わないことを要望する。現在世界の先進国では国際価格を価格調整の基準としていない。また国ごとに薬価調整をした理由・背景が異なるため、各国の価格調整結果を安易に引用することは適切ではない。

ミュニケーションを取り、コンセンサスを得てから実施することを要望する。

3. 台湾のバイオテクノロジー産業の発展を促進するための政府のインセンティブ施策については理解している。しかしジェネリック医薬品制度の目的は、医療費を節約し代替により節約された医療資源を新薬や新技術の導入に充てることであり、それによって患者さんに利益をもたらしアンメットメディカルニーズを満たすことにある。国民全体の健康を促進するための医療資源をバイオテクノロジー奨励策のために分配するのではなく、税優遇措置や公共料金の割引などの別のアプローチを通じてバイオテクノロジーを奨励することが望ましい。

(医薬品医療機器部会)

【テーマ11添付資料】日本曹達プレスリリース 20240308





2024年3月8日

各位

会社名 日本 曹達 株式会社 代表有名 代表取締役社長 阿賀 英司 (コード番号4041 東証プライム) 問合せ先 総務 部長 見邉 伸樹 (TEL 03-6366-1920)

当社水島工場の閉鎖に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社生産拠点の 1 つである水島工場 (岡山県倉敷市、以下、「当該工場」といいます。) を閉鎖することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 工場閉鎖の理由

当該工場は、1969年に青化ソーダの生産を開始して以来、設備を増強しながら 50年以上にわたって青化ソーダ・青化カリなどを供給してまいりました。

青化ソーダ・青化カリの主要原料である青酸ガスは、近隣の供給元企業よりバイプラインで輸送されておりますが、同企業にて生産している化学製品の市況悪化に伴い、副生される青酸ガスの大幅な減産が見込まれ、当該工場の安定生産に必要な規模の青酸ガスの調達が困難になりました。このため、当社では青酸ガスの調達に向けてさまざまな調整に努めてまいりましたが、安定的な調達の見通しが立たないことから、誠に遺憾ではありますが生産の継続を断念せざるを得ず、当該工場を閉鎖することを決定いたしました。

なお、当該工場の従業員につきましては、雇用維持を最優先として、当社の他事業場への異動を 進めてまいります。

2. 当該工場の概要

(1) 名 称: 日本曹達株式会社水島工場

(2) 所 在 地 : 岡山県倉敷市児島塩生 2767-12

(3) 竣工年月 : 1969 年 8 月

(4) 従業員数 : 51名 (2024年2月末)

(5) 事業内容 : 青化ソーダ、青化カリ、ジアミノマレオニトリル (DAMN) の製造

3. 工場閉鎖時期

2025 年度 (予定)

4. 今後の見通し

当該工場の閉鎖の決定に伴う、当期連結業績への影響は軽微です。 今後、公表するべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

【テーマ16添付資料】IEC規格editionによる主な違いと各国の状況

Explanation of IEC 60335-2-40 7th edition and previous editions IEC 60335-2-40 第7版とそれ以前の版の説明

参考資料:IEC規格editionによる主な違いとアジアオセアニアでのEd.7の採用状況

・ Major changes in IEC editions IEC 版毎の主な変更点

| [アジアオセアニア各国の状況(2023年当社調べ)] <iec規格がiec 60335-2-40="" ed.7の国=""></iec規格がiec> | (ジューン・アン) (シニュージーランド (③シンガポール | (4) 香港 (4) を | ◎インドネシア ⑩フィリピン ※⑦~⑩はIEC規格自体が適用されていない状況 | | |
|---|---|---|--|--|----------|
| 7 th edition (2022) | A2/A3 relaxation A2/A3 緩和 | Mitigation measures for A2/A3 were added > More A2/A3 charge is partially allowed. A2/A3 の充填量を部分的に許可。 Circulation FTRS concept Y Releasable charge concept Y ETRSのコンセプト FTRSのコンセプト FTRSのコンセプト FTRSのコンセプト | The requirements for A2L ETRS will be relaxed further. A2L ETRS の要件はでらに緩和される。 | Expanded to 75% LFL ・ 充填量の制限 50% LFL → 75% LFL LFL に拡入 Enhanced Tightness Refrigeration System EU/日本/アメリカ オーストラリア/ニュージーランド/ | ンシンボポート |
| 6 th edition (2018) | A2L relaxation A2L緩和 | Charge caps (m1, m2, m3) for A2L are separated from A2/ A3 caps. More A2L charge is allowed. A2L の充填重制限 (m1, m2, m3) は、A2/A3 の制限から分離された。 より多くの A2L の充填が許可された。 | Mitigation measures for A2L were added > More A2L charge is allowed. A21 の緩和帯が設加されまりた > よ | | |
| 5th edition (2013) 5.1th edition (2016) | No major change from Ed.4.2 Ed.4.2から変更無し | Refrigerant charge calculation was firstly defined in Ed. 4.2. Ed.5 has the same requirements. 所属チャージの計算は、Ed. 4.2. で最初に発表すがで。 Ed.5 にも同じ要件がある。 Ed.5 にも同じ要件がある。 Flammable refrigerant are normally only allowed up to m 通常、可燃性冷媒は m.l までしか使用できない。 | Ed.4.2 didn't have A2L category. Ed.4.2 には A2L カテゴリがなかった。 | A2L is added and separated from A2/A3 flammable refrigerants. A2Lを追加してA2/A3 可燃性冷媒から分離。 | 94(2016) |
| IEC60335's edition | Overview 概要 | Flammable refrigerant requirements 可燃性冷媒の要 件 | A2L concept A2Lに対する考 え | 各国の状況 | I |

参考資料:IEC規格editionによる主な違い

Explanation of IEC 60335-2-40 7th edition and previous editions

Major changes in IEC editions

| | • | ٠ | |
|--|--|---|--|
| IEC60335' s edition | 5 th edition (2013) 5.1 th edition (2016) | 6 th edition (2018) | 7 th edition (2022) |
| Overview | No major change from Ed. 4.2 | A2L relaxation | A2/A3 relaxation |
| Flammable refrigerant requiremen ts | Refrigerant charge calculation was firstly defined in Ed. 4.2. Ed.5 has the same requirements. | Charge caps (m1, m2, m3) for A2L are separated from A2/A3 caps. More A2L charge is allowed. | Mitigation measures for A2/A3 were added > More A2/A3 charge is partially allowed. |
| | Flammable refrigerant are normally only allowed up to m1. | | Releasable chargeconcept |
| A2L concept | Ed.4.2 didn't have A2L category. | Mitigation measures for A2L were added > More A2L charge is allowed. | The requirements for A2L ETRS will be relaxed further. |
| | from A2/A3 flammable refrigerants. | CirculationVentilation | ✓ Charge limit 50% LFL → Expanded to 75% LFL |
| | | ETRS* concept Ignition source | |
| | | exemptions *ETRS = Enhanced Tightness Refrigeration System | Wi . |

【テーマ22添付資料】2023年白書の教育部からの回答

112年9月4日國家發展委員會召開日本工商會「2022年白皮書」之主要政策建議會談與個別請求事項議題協調會議,涉及國教署項目「個別請求事項」議題10-檢討放寬幼兒園幼童專用車輛不得租賃之規範(白皮書序號52)。

補充說明意見如下:

- 一、有關**幼兒園載運幼兒之車輛,以自有之原廠幼童專用車車種為限**,係依「幼兒園幼童專用車輛與其駕駛人及隨車人員督導管理辦法」(以下稱本辦法)規定辦理,又本辦法係依「幼兒教育及照顧法」及「兒童及少年福利與權益保障法」授權由教育部會銜交通部訂定之規定。此二法係經立法院通過之法律位階,具社會高度共識,所提相關修法建議,因考量幼兒交通安全涉及層面廣泛,須嚴格審視及謹慎評估。
- 二、由於臺灣曾發生幼兒園交通車重大不幸意外事件,仍存有社會傷痛記憶,爰社會對於幼 兒安全及幼童專用車輛管理非常重視與關注,基於社會大眾對於幼童安全政策的高度期 待與嚴格審視,修法改變相對困難。
- 三、為維護幼兒園載運幼兒之行車安全,現階段臺灣政府對於幼童專用車管理,除不定期稽查車輛外,教育部國教署亦持續推動補助幼兒園購置幼童專用車政策。另為嚴格取締未經核備之幼童專用車,亦定期召開稽查會議進行檢核,以確保幼兒園使用合格車輛載運幼兒。
- 四、綜上,因考量臺灣社會對於幼童專用車安全期待甚高,開放租賃涉及層面甚廣,應嚴謹評估,有關貴會所提開放租賃建議,仍礙難同意,尚請諒察。

【テーマ27添付資料】過去3年間の輸出入外為支払方法に関する統計表

| | | | | | 出進口外匯付款方式統計 | 付款方 | 式統計 | | | | | |
|----------------------|-------------------|---------|---|----------|-------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|---------|-----------------|-------|
| | | Forei | Foreign Exchange Export Proceeds and Import Payments by Type of Payment | e Export | Proceeds at | lodwl pu | rt Payments | by Type | of Payment | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 出口外匯收入 | 松入 | 進口外匯支出 | 文出 | 人外 題 4 口 田 | 松入 | 進口外匯支出 | 女出 | 人外 題4口出 | 松分 | 進口外匯支出 | 女出 |
| 通 | Exchange Proceeds | roceeds | Import Payments | ments | Exchange Proceeds | roceeds | Import Payments | ments | Exchange Proceeds | roceeds | Import Payments | ments |
| Item | | | | | | | | | | | | |
| | 110年 1. | 1-12月 | 110年 1- | 1-12月 | 111年 1- | 1-12月 | 111年 1- | 1-12月 | 112年 1- | 1-12月 | 112年 1- | 1-12月 |
| 付款 方式 | JanDec. | 2021 | JanDec. | 2021 | JanDec. | 2022 | JanDec. | 2022 | JanDec. | 2023 | JanDec. | 2023 |
| Type of | 金額 | | 金額 | | 金 額 | | 金額 | | 金額 | | 金 額 | |
| Payment | Amount | % | Amount | % | Amount | % | Amount | % | Amount | % | Amount | % |
| 信用狀 L/C | 22,030.3 | 6.0 | 28,417.6 | 9.0 | 22,312.4 | 5.5 | 32,588.0 | 9.0 | 17,288.5 | 5.2 | 25,640.0 | 8.8 |
| 託 W Collection | 2,816.0 | 0.8 | 2,068.6 | 0.7 | 2,554.8 | 0.6 | 2,773.2 | 0.8 | 1,789.8 | 0.5 | 2,038.9 | 0.7 |
| 匯 款 Remittance | 341,001.7 | 93.2 | 282,145.4 | 90.3 | 378,441.8 | 93.9 | 324,142.5 | 90.2 | 312,523.9 | 94.3 | 262,046.6 | 90.5 |
| 合 Total | 365,848.0 | 100.0 | 312,631.6 | 100.0 | 403,309.0 | 100.0 | 359,503.7 | 100.0 | 331,602.2 | 100.0 | 289,725.5 | 100.0 |

【テーマ39添付資料】発電事業者からBOEへの要求事項、現時点でのBOE回答

經濟部 🗸

五、試運轉轉供優化



- 1. 為進一步優化風場專案整體財務規劃,建請 大部評估考量發電業者可於取得電業 執照前獲得早期金流之機制。
- 2. 建請大部評估規劃發電業者可獲得早期金流之同時,亦准予計算並發行再生能源 憑證(T-REC),或發行類憑證之臨時性證明文件或是相關可查詢系統以證明所產 生電力為再生能源,以協助企業用戶計算並配置購買綠電,作為企業用戶履行環 境效益義務之憑據。



朝與躉購費率機制一致:目前試運轉轉供機制與躉購機制相同,先記錄 併聯試運轉轉供電量,後於取得電業執照,才可以營業。